

第五次川越市産業振興ビジョン (原案)

川 越 市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもつて、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の花 山吹 (やまぶき)
(昭和 57 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁 (かり)
(平成 4 年制定)



はじめに

目 次

第1章 産業振興ビジョンについて

1 策定の背景と意義	2
2 計画期間	2
3 位置づけ	3

第2章 前「産業振興ビジョン」の評価

1 基本目標ごとの評価	6
基本目標1 中小企業支援による持続化と就労環境の整備による雇用の安定.....	6
基本目標2 商店街の魅力の向上とにぎわいの創出	8
基本目標3 企業誘致の推進等による産業競争力の強化	10
基本目標4 産業間連携と地域資源の活用等による新たな価値の創造.....	12
2 主な成果	14
(1)「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定」の締結..	14
(2)「川越市内における創業支援等に関する事業連携協定」の締結.....	14
(3)商店街振興に係る補助制度の見直し	14
(4)商店街による取組の支援	14
(5)企業誘致の推進	15
(6)KOEDO E-PRO認定制度の推進	15
(7)おいしい川越農産物提供店認定制度の推進	15

第3章 本市の産業の現状と課題

1 産業を取り巻く社会経済情勢の変化	18
(1)人口減少社会の進展	18
(2)労働環境の変化と対応	19
(3)脱炭素社会への取組	19
(4)グローバル社会の現状	20
(5)デジタル技術の活用によるDXの加速とその影響	20
2 国・県の政策の動向	21
(1)国の動向	21
(2)県の動向	23
3 本市の現状	24
(1)人口動態と就業者数	24
(2)産業・就業構造と事業所の概要	26
(3)商業の現状	30
(4)工業の現状	33

4	本市産業のポテンシャル	38
(1)	県西部地域の中心都市	38
(2)	多彩な産業を有する立地環境	39
(3)	多様なニーズを背景に成長する商業の拠点	39
(4)	SDGsと持続可能なまちづくり	40
(5)	恵まれた教育研究環境や知的資源	41
5	本市産業の課題	42
(1)	本市全体の産業振興の課題	42
(2)	商業が抱える課題	43
(3)	工業が抱える課題	43
(4)	雇用・労働が抱える課題	43

第4章 産業振興ビジョンの基本理念

1	基本理念	46
2	基本目標	47
3	施策体系	48

第5章 施策の推進

基本目標1	：積極的な企業誘致や創業支援による新たな産業の創出	50
基本目標2	：中小企業の経営支援と商店街の活性化による地域経済の持続的発展.....	54
基本目標3	：就労支援や多様な人材の活用による労働環境の改善	59
基本目標4	：産業間連携や地域資源の活用等による産業競争力の強化.....	62

第6章 産業振興ビジョンの推進に向けて

1	関係者の役割	66
2	進行管理	68

(資料編)

1	川越市中小企業振興基本条例	70
2	策定過程	72

第1章 産業振興ビジョンについて

1 策定の背景と意義

本市は、農業、工業、商業がそれぞれに発展しており、県西部地域の経済・産業の中心的役割を果たす都市として、長年にわたり発展を続けてきました。また、都心からのアクセスが良好であるという地理的優位性により、県内でも有数の産業基盤と居住環境が整った地域となっています。

このような本市の特性を踏まえ、産業振興に関する方向性や新たな取組を定めるものとして、平成12（2000）年3月に「川越市産業振興ビジョン」を策定しました。その後、産業構造や社会環境の変化に対応した修正が必要となったことから、平成19（2007）年3月、平成28（2016）年3月及び令和4（2022）年8月に見直しを行いました。

令和4（2022）年度からの4年間を計画期間とした「川越市産業振興ビジョン」は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、市内の産業・経済の振興を図る施策として推進してきました。

このたび、計画期間が満了することから、これまでの取組の達成度を評価して課題や方向性を見直すとともに、これからの川越の産業振興のために取り組むべき事項を明らかにし、効果的に施策を推進することができるよう、新たな「川越市産業振興ビジョン」の策定を行うこととしました。

2 計画期間

新たな「川越市産業振興ビジョン」の計画期間は、「第五次川越市総合計画」の前期基本計画の期間と合わせ、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

計画名称	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
川越市総合計画		第四次 後期基本計画				第五次 前期基本計画				
川越市 産業振興ビジョン		産業振興ビジョン (令和4年度～令和7年度)				第五次産業振興ビジョン				

産業振興ビジョン(平成28年度～平成32年度)

※新型コロナウイルス感染症の影響によって令和3年度まで計画期間を延長

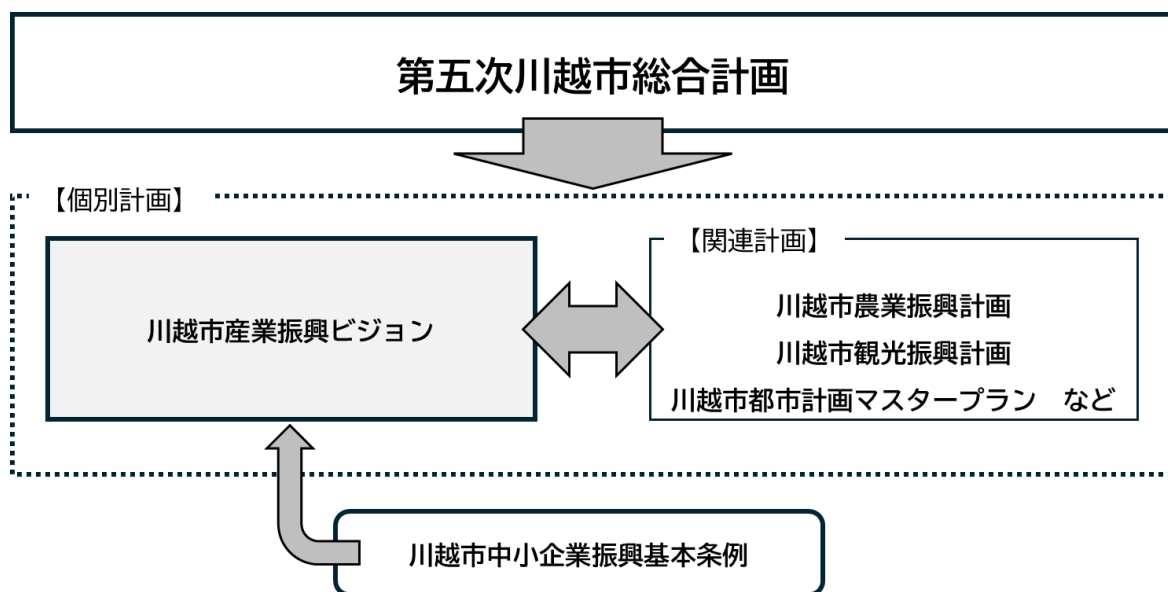
3 位置づけ

「川越市産業振興ビジョン」は、「第五次川越市総合計画」を上位計画とし、「川越市農業振興計画」「川越市観光振興計画」「川越市都市計画マスタープラン」などの関連計画との整合を図りながら策定する産業振興を図るための計画です。

また、本市では、中小企業の振興に関する基本理念や市の責務等を定めた「川越市中小企業振興基本条例」を平成 27（2015）年 3 月に制定しています。「川越市産業振興ビジョン」は、この条例に基づく中小企業の振興に関する施策としての位置づけも有しています。

なお、本産業振興ビジョンでは、各産業のうち、主に工業、商業及び雇用・労働分野における施策の方向性を定めるものとし、農業については「川越市農業振興計画」で、観光については「川越市観光振興計画」でそれぞれ取り上げるものとします。

【川越市産業振興ビジョンの位置づけ】



第2章 前「産業振興ビジョン」の評価

1 基本目標ごとの評価

基本目標1 中小企業支援による持続化と就労環境の整備による雇用の安定

■前ビジョンにおける推進事業の取組状況

基本目標	基本施策	取組状況		
		A	B	C
中小企業支援による持続化と就労環境の整備による雇用の安定	1 中小企業の経営基盤の強化	3	5	0
	2 求職者の支援と就労環境の整備	0	12	0
	3 多様な働き方の支援	0	2	1

※推進事業の取組状況は、以下のとおり整理しています（次ページ以降も同じ）。

- A・・・順調に進捗している
- B・・・課題はあるものの進捗している
- C・・・見直しや検討が必要

基本施策「1 中小企業の経営基盤の強化」

中小企業者の経営の安定や向上を図るための中小企業事業資金融資、経営相談による資金繰りや開業についての相談対応、市内事業者の円滑な事業承継による商業の振興を図るための事業承継店舗改修等補助金の交付、創業に関する相談窓口の設置及びセミナーの開催などを実施しました。また、川越商工会議所と市が共同で作成している「経営発達支援計画」に基づき、川越商工会議所が経営発達支援事業を実施するなど、さまざまな形で中小企業に対する支援を行いました。

これらの事業を行ったことにより、創業支援事業については、創業に対する機運が醸成され、創業支援事業者との連携が強化されるなどの効果が見られています。その他の事業については、一定の効果が見られているものの、さらに活用されるように制度の周知や見直しを行いつつ、社会経済情勢及び国や県の動向などを注視しながら、継続して中小企業を支援することが求められます。

基本施策「2 求職者の支援と就労環境の整備」

川越しごと支援センターだけでなく、埼玉労働局及び埼玉県等との連携による職業相談や職業紹介の実施及び就職面接会の開催、対象を絞った就労支援セミナーの開催による職業能力の向上や職業能力開発の支援、地元で働きたい市民や学生に対する求人情報等の提供や地元企業との就職面接会の実施などにより求職者の支援を行うとともに、中小企業退職金共済掛金補助事業をはじめとする勤労者の福利厚生促進、労働法や労働安全衛生に関する知識の普及・啓発に係るセミナー等の開催により、就労環境の整備を行いました。

これらの事業を行ったことにより、川越しごと支援センターが実施する事業の充実が図られるとともに、埼玉労働局及び埼玉県等の関係機関との連携により、求職者や勤労者のニーズを踏まえた事業が行われるなどの効果が見られています。引き続き、社会経済情勢及び国や県の動向などを注視しながら、企業側の視点も踏まえた求職者の支援と就労環境の整備が求められます。

基本施策「3 多様な働き方の支援」

労働者協同組合（ワーカーズコレクティブ、ワーカーズコープ）に関する相談や埼玉県及び関連団体との連携によるセミナーの開催による労働者協同組合の設立支援、「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言」の登録制度の新設及び企業の登録やワーク・ライフ・バランスセミナーの開催によるワーク・ライフ・バランスの推進などにより、多様な働き方の支援を行いました。

これらの事業を行ったことにより、「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言」の登録企業が増加し、ワーク・ライフ・バランスが推進されるなどの効果が見られています。引き続き、働き方改革の推進、女性活躍の支援、外国人材の活用などを踏まえた多様な働き方への対応が求められます。

■前ビジョンにおける指標の達成状況

項目	基準値（R3）	目標値（R7）	実績値	評価
創業支援件数（件／年）	366	390	327※2	未達成
開設事業所数（件／年）	229 (H27)	265	202 (R2)	未達成
川越しごと支援センターでの就職件数／紹介件数（％）※1	12.2	17.0	17.9	達成

※前ビジョンにおける指標の達成状況は、以下のとおり整理しています（次ページ以降も同じ）。

基準値・・・前ビジョン策定時の最新値

実績値・・・令和6（2024）年度末（または最新）の実績値

※1 出典：雇用支援課調べ

※2 川越市 35 件、商工会議所 46 件、創業支援ルーム 40 件、創業・ベンチャー支援センター埼玉 206 件

前ビジョンにおいて設定した数値目標について、3指標のうち1つが達成となっています。

達成した「川越しごと支援センターでの紹介件数に占める就職件数の割合」については、有効求人倍率が高水準で推移していること、これに伴い紹介件数が減少傾向となる中で就職件数は横ばいで推移していることなどから、目標を上回る結果となっています。

未達成のうち、「創業支援件数」については、創業支援等に関する連携協定の締結などをきっかけに創業支援に関する取組が充実したものの、件数として計上されない支援等もあることなどにより基準値及び目標値を下回ったものと推測されますが、年 300 件を超えて順調に推移しています。「開設事業所数」については、事業承継や創業支援等の充実を図ることにより増加を見込んでいたものの、前ビジョンを策定した時点から続いている減少傾向を抑えることはできませんでした。

基本目標2 商店街の魅力の向上とにぎわいの創出

■前ビジョンにおける推進事業の取組状況

基本目標	基本施策	取組状況		
		A	B	C
商店街の魅力の向上とにぎわいの創出	1 商店街と個店の活性化	0	3	0
	2 魅力ある商店街の形成	0	4	0
	3 効果的な支援に向けた取組	0	2	0

基本施策「1 商店街と個店の活性化」

商店街振興促進補助によるイベント実施に係る費用負担の軽減及び商店街の賑わいの創出、共同施設の新設・改修及び街路灯電気料の一部補助による商店街地域の安全・安心な街づくりへの寄与に加え、空き店舗の改修に係る経費や賃借料の補助による新規出店及び空き店舗利活用の促進などに取り組んできました。

これらの事業を行ったことにより、商店街の維持管理や賑わいの創出などに効果が見られています。引き続き、商店街が主体的に取り組むことができるような共同販売事業等に対する支援、老朽化が進んでいる共同施設の計画的な改修、空き店舗情報の収集に努めることにより、効果的かつ効率的な商店街の運営及び個店の活性化を図ることが求められます。

基本施策「2 魅力ある商店街の形成」

共同販売促進事業に係る費用負担の軽減による商店街の賑わい及び魅力の創出、ホームページ作成に係る経費の一部補助による商店街の ICT 化に係る費用の負担軽減及びこれに伴う商店街の積極的な情報発信の推進、各商店街が抱えるさまざまな課題に関する各種補助制度の案内などに取り組んできました。

これらの事業を行ったことにより、商店街が抱える課題の解決や負担の軽減などに効果が見られています。引き続き、商店街の主体的な取組への支援や情報提供、県の支援策に係る積極的な周知及び申請等に係る支援を行うとともに、商店街側の実態や消費者ニーズの把握に努めることなどにより、さらに魅力ある商店街の形成に向けて支援することが求められます。

基本施策「3 効果的な支援に向けた取組」

市の商店街振興促進補助に係る支援だけではなく、国や県などの各種支援制度について、市は積極的に周知するとともに、申請書類の作成支援などを行い、支援体制の強化を図ってきました。

これらの取組を行ったことにより、さまざまな支援を実施することはできているものの、こうした情報を分かりやすく伝えられるよう、市ホームページのレイアウト変更やメール、SNS を有効活用した周知についても検討する必要があります。また、商店街振興促進補助の活用など、国や県などの関係機関とも連携を図りながら、効果的な支援を行うことが求められます。

■前ビジョンにおける指標の達成状況

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)	実績値	評価
小売業商品販売額 (百万円／年) ※1	347,887 (H28)	347,887	329,104 (R2) ※3	未達成
中心市街地の空き店舗数 (箇所／年) ※2	75	60	87	未達成

※1 出典：総務省・経済産業省「経済センサス」

※2 出典：産業振興課調べ

※3 最新の値である経済センサス活動調査 (R3) の値を掲載。

前ビジョンにおいて設定した数値目標について、2指標はいずれも未達成となっています。

「小売業商品販売額」については、ECサイトの普及や店舗数の減少、近隣市への大型店舗の出店などの影響により、本市における購買の機会が減少したことなどから、目標値を下回ったものと考えられます。「中心市街地の空き店舗数」については、経営者の高齢化による後継者不足や新型コロナウイルス感染症による影響などによって閉店する店舗が増加したことに加えて、物価の高騰や家賃の上昇などにより中心市街地以外への出店や出店そのものを見送るケースが増加していることなどにより、目標値を上回ったものと考えられます。

基本目標3 企業誘致の推進等による産業競争力の強化

■前ビジョンにおける推進事業の取組状況

基本目標	基本施策	取組状況		
		A	B	C
企業誘致の推進等による産業競争力の強化	1 企業誘致の推進	1	5	0
	2 販路開拓・拡大の推進	1	3	0
	3 環境の変化に対応する取組への支援	0	3	0

基本施策「1 企業誘致の推進」

これまでの企業立地奨励金制度や工場立地法地域準則条例による市内への立地条件の向上を図る取組に加え、企業立地相談窓口を設けて本市に寄せられる企業立地相談をワンストップで対応できる体制を構築しました。また、①本市の牽引産業の分析とターゲットとなる企業を誘致した場合の経済波及効果等の定量的な分析及び評価、②市内外企業の本市への立地ニーズのアンケート調査、③産業用地への土地利用転換の可能性が高い産業適地調査等の各種調査を実施し、誘致の対象となる産業や新規産業用地の創出に向けた考え方についてまとめました。

さらに、即時的な企業誘致の取組として、本市の工業集積地における空き工場や事業用地の事態調査を行うとともに、本市への立地希望者の希望条件を予め本市に登録した宅建業者等に一斉照会してマッチングを図る「川越市事業用地等マッチング推進事業」を立ち上げて運用を開始しました。

これらの事業を行ったことにより、立地条件の向上や立地したい企業に対する支援の充実が図られるなどの効果が見られています。引き続き、奨励金等の各種支援策を社会状況等の変化に応じた見直しを行うとともに、関係課と連携して本市上位計画の土地利用想定箇所に民間開発を誘導することで新たな産業用地を創出し、雇用創出効果や市内経済波及効果の高い企業の誘致を進めていくことが求められます。また、これらの企業誘致施策や本市の企業誘致の姿勢を市内外企業に積極的に周知・PRすることでさらなる企業誘致の推進に繋げていくことも求められます。

基本施策「2 販路開拓・拡大の推進」

川越ものづくりブランド「KOEDO E-PRO」に係る認定企業の発掘を継続して行うことで、多くの市内企業の製品・技術を認定しており、認定製品や技術のPR補助を行ってきました。また、ジェトロ埼玉貿易情報センターとの協働による市内事業者の海外への販路拡大、地域のしごと総合ポータルサイトである「きらり企業ナビ」による地元企業に係る情報提供なども行っており、市内外への発信力も高まっています。

これらの事業を行ったことにより、市内企業の製品・技術のPRや販路拡大などに効果が見られています。引き続き、川越ものづくりブランド「KOEDO E-PRO」の制度の周知や企業の掘り起こしを行うとともに、ジェトロ埼玉貿易情報センターとの協働方法の検討や需要の確認、地域のしごと総合ポータルサイトの認知度や活用度を高めることなどが求められます。

基本施策「3 環境の変化に対応する取組への支援」

DXに係る取組として、埼玉県DX推進支援ネットワークへ参画しており、参画している関係機関等が実施する事業に関する情報提供を行いました。また、環境経営については、「エコアクション21 認証・登録研修会」を開催して、参加事業者に認証登録を行うなど、川越市独自の取組を行いました。

これらの事業を行ったことにより、市内企業のDXや環境経営などに対する支援による効果が見られています。引き続き、市独自のDXに係る取組について、川越商工会議所などの関係機関との連携を図りながら、検討・実施していくとともに、事業者ごとに抱える課題が大きく異なることから、それぞれの課題に応じて求めている情報を事業者等へ的確に伝える必要があります。また、「エコアクション21 認証・登録研修会」を引き続き開催し、参加事業者数の確保及び認証取得事業者の増加を図ることにより、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められます。

■前ビジョンにおける指標の達成状況

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)	実績値	評価
企業立地支援事業所の 累計数 (事業所)	8	10	10※1	達成
ものづくりブランド認定の 累計数 (件)	45	70	51※2	未達成

※1 (内訳) H24: 4事業所(3社)、H29: 1事業所、H30: 1事業所、R1: 2事業所、R2～R5: なし、R6: 2事業所

※2 (内訳) H25: 12件、H26: 7件、H27: 7件、H28: 5件、H29: 5件、H30: 4件、R1: 2件、R2: 1件、R3: 2件、R4: 2件、R5: 2件、R6: 2件

前ビジョンにおいて設定した数値目標について、2指標のうち1つが達成となっています。

達成した「企業立地支援事業所の累計数」については、川越市企業立地奨励金制度の認定を受けた事業所数の累計となっており、コロナ禍においては認定される事業所は無かったものの、令和6(2024)年度に2事業所を認定したことにより、目標を達成する結果となっています。

未達成である「ものづくりブランド認定の累計数」については、市内企業の製品・技術の掘り起こしや認定後の支援の充実などを図ることによる増加を見込んでいたものの、大幅な増加には至りませんでした。

基本目標4 産業間連携と地域資源の活用等による新たな価値の創造

■前ビジョンにおける推進事業の取組状況

基本目標	基本施策	取組状況		
		A	B	C
産業間連携と地域資源の活用等による新たな価値の創造	1 産業間連携の推進	1	3	0
	2 地域資源の活用	0	3	0
	3 関係機関との連携	1	0	0

基本施策「1 産業間連携の推進」

産業間連携の推進については、「おいしい川越農産物提供店」の認定に係る取組として、おいしい川越スタンプパスポートや各種イベントを実施するとともに、川越産農産物ブランド化事業と連携して川越産農産物のPR、生産・流通の促進などを図ってきました。また、川越市産業観光館（小江戸蔵里）では、地域で育まれた農産物等の食材を使用した食の提供や特産品の提供を行いました。異業種交流の促進については、かわごえ産業フェスタを開催して、農業、工業、商業、観光に関わる団体や企業の交流の場を提供しつつ、効果的なものとなるよう内容の見直し等を行いました。

これらの事業を行ったことにより、川越産農産物のPR及び生産・流通の促進、産業間の交流などに効果が見られています。引き続き、「おいしい川越農産物提供店」については制度の周知を図るとともに、川越産農産物地産地消推進事業との連携を強化しつつ、製造業や小売業などとも連携を図っていくことで、さらなる産業間の連携を進めていくことが求められます。また、川越市産業観光館（小江戸蔵里）では、地産地消の推進を図ることができるイベントの開催など、指定管理者と連携して取り組むことが求められます。異業種交流の推進については、かわごえ産業フェスタへの出展だけではない交流の方法等について検討していく必要があります。

基本施策「2 地域資源の活用」

地域資源の発掘・情報発信については、川越市文化創造インキュベーション施設「コエトコ」が開設し、地域との連携、文化財としての情報発信や事業者の支援を行いました。また、川越らしい本物にこだわった魅力ある地域産品を「川越セレクション」として認定し周知することで、川越全体のイメージを高め、地域産品の向上及び普及や新たな地域産品の開発を促しています。川越産農産物の消費拡大については、イベントへの出店、SNSを活用した取材やイベント情報の投稿、ロゴグッズの配布などにより、周知や啓発に取り組んできました。

これらの事業を行ったことにより、地域資源や地域産品の発掘・情報発信などに効果が見られています。引き続き、地域資源の発掘については、さまざまな主体からの情報を積極的に収集するとともに、情報発信については、川越市産業観光館（小江戸蔵里）に加えて、コエトコやりそなコエドテラスなども活用しながら、地域資源の認知の向上などに取り組んでいくことが求められます。川越産農産物の消費拡大については、継続的な川越産農産物のPRやイベント等を通じて地産地消につながるような取組としていく必要があります。

基本施策「3 関係機関との連携」

各々の施策の推進や事業の実施にあたり、これまで連携してきた関係機関等に加えて、創業支援や企業誘致に係る連携協定の締結、団体や企業が実施する事業への協力などにより、新たな相手方との連携を図ってきました。

これらの事業を行ったことにより、多くの関係機関との連携を図ることができており、引き続き、川越商工会議所などの経済団体、大学等をはじめとする教育機関、国や県などの行政機関、銀行や信用金庫などの金融機関や市民の皆様などとの連携を図りつつ、連携事業の実施などによる具体的な成果を出すことができるよう取り組んでいくことが求められます。

■前ビジョンにおける指標の達成状況

項目	基準値 (R3)	目標値 (R7)	実績値	評価
市内総生産額（億円／年）※1	12,610 (H30)	13,008	13,533 (R4) ※2	達成

※1 出典：埼玉県市町村民経済計算

※2 最新の値である埼玉県市町村民経済計算（R4）の値を掲載。

前ビジョンにおいて設定した数値目標について、目標値を達成しています。

達成した「市内総生産額」については、市内で1年間に生み出された付加価値の総額となっており、年度ごとに増減はあるものの、コロナ禍においても大きく増減することなく増加傾向にあることから、目標を上回る結果となっています。

2 主な成果

(1) 「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定」の締結

川越市内の中小企業者の持続的成長のために連携して支援を実施し、もって地域の活性化を図ることを目的に、川越市、川越商工会議所及び埼玉県信用保証協会の3者で「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定」を締結しました。

協定の締結により、地域の支援を受けて創業する（創業している）事業者が、市の創業保証制度を利用する場合に、同協会の提供する金融支援として「信用保証料率が0.1%割引」されるほか、経営支援等を受けることができるようになりました。

(2) 「川越市内における創業支援等に関する事業連携協定」の締結

本市における創業の機運を醸成するとともに、本市産業を支える事業者の創出・育成をすることにより地域経済の活性化を図ることを目的に、川越市、川越商工会議所、りそなコエドテラス、ウェスタ川越創業支援ルーム及び日本政策金融公庫川越支店の5者で「川越市内における創業支援等に関する事業連携協定」を締結しました。

協定の締結により、創業支援機関の連携が強化され、ワンストップ相談窓口や創業に関するセミナーなどの事業が活発になり、創業支援に関する取組が充実しました。

(3) 商店街振興に係る補助制度の見直し

市内の空き店舗の利活用を促進し、商店街の振興及び活性化を図るため、空き店舗を活用して事業を行う方に対し交付する「川越市商店街空き店舗対策事業補助金」について、申請手続きの簡素化を図るとともに、市内事業者の円滑な事業承継による商業の振興を図るため、事業を承継する方が行う店舗改修又は設備整備に要する費用の一部を補助する「事業承継店舗改修等補助金」について、補助要件の緩和を行うなど、より各制度が活用されるよう見直しを行いました。

(4) 商店街による取組の支援

埼玉県の「商店街等施設整備事業補助金」を活用して、防犯カメラの設置や街路灯のLED化などに取り組む商店街を支援するとともに、各種支援策について積極的に周知を行いました。また、コロナ禍において実施した「小江戸ペイ」などの事業を通じて、商店街を中心としたキャッシュレス決済の普及や消費の活性化を図るなど、商店街による取組を支援しました。

(5) 企業誘致の推進

本市における企業立地を推進するため、庁内横断的な組織として「企業立地推進プロジェクトチーム」及び「企業立地推進会議」を設置するとともに、企業立地に関する対応等を集約して、効率的かつ効果的な企業立地を推進するため、産業振興課内に企業立地推進室を設置して、体制の強化を図りました。

また、今後の企業誘致施策に反映するため、本市牽引産業の分析とターゲットとなる企業を誘致した場合の経済波及効果等の定量的な分析及び評価、市内外企業の本市への立地ニーズの把握や産業用地への土地利用転換の可能性が高い産業適地調査等の各種調査を実施しました。

さらに、本市総合計画における土地利用想定箇所に民間開発を誘導することによる新たな産業用地の創出、市内の空き工場や産業用地の実態調査及び本市への立地希望者の希望条件を予め本市に登録した宅建業者等に一斉照会してマッチングを図る「川越市事業用地等マッチング推進事業」を立ち上げ、埼玉県宅建協会埼玉西部支部と「企業立地の推進に関する連携協定」を締結して本事業をはじめとした企業立地施策の推進に取り組むなど、長期的、即時的の両面から企業立地の推進を図りました。

加えて、「企業立地奨励金制度」について、補助対象産業の拡大や既存企業の施設拡張にも対応するとともに、「雇用促進奨励金制度」に従業員転入奨励金を追加するなどの見直しを行いました。

(6) KOEDO E-PRO認定制度の推進

「川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO」として認定し、広く情報発信を行うことにより、自社製品の信頼性を高め、販路拡大や新たなビジネスチャンスを得ることができるよう支援しました。

また、地域内外の企業や消費者に対して川越市の技術力をアピールすることで、地域経済の競争力が推進されると同時に、地域の持続可能な成長を促進し、川越市全体の経済活性化に寄与しています。

(7) おいしい川越農産物提供店認定制度の推進

「おいしい川越スタンプパスポート」を通じて、消費者に川越産農産物の魅力を伝える機会を提供しました。また、かわごえ産業フェスタではトークイベントやグルメフェスを開催し、多くの人々に直接触れていただく場を設けました。さらに、広報川越の紙面では認定店舗の紹介を行い、それと連動したプレゼント企画なども実施しました。これら多様な広報周知策により、認定店舗及び川越産農産物の認知度向上が図られました。その結果として、川越産農産物の生産・流通が促進され、消費拡大に寄与しました。

第3章 本市の産業の現状と課題

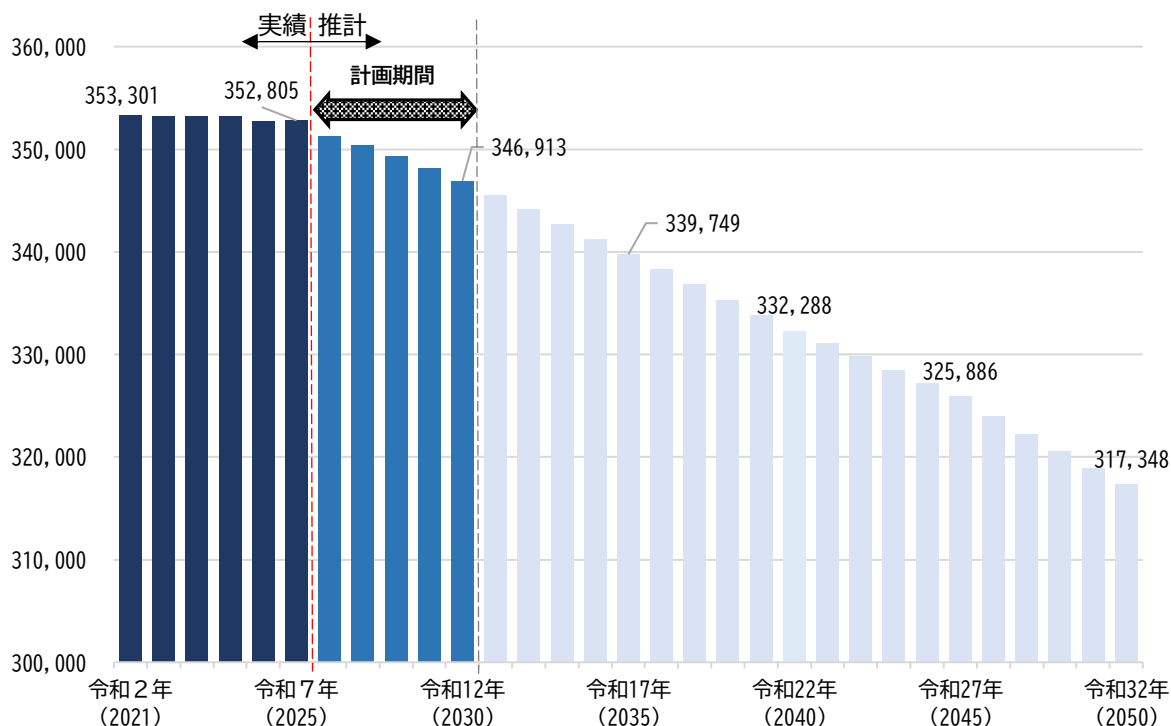
1 産業を取り巻く社会経済情勢の変化

(1) 人口減少社会の進展

令和7年（2025）4月に総務省が公表した、令和6（2024）年10月1日現在の我が国の総人口は、推計で1億2,380万2千人となっており、14年連続の減少となりました。前年と比較して55万人減少しており、減少数、減少幅ともに過去最大となっています。2000年代初頭に政府は、我が国は人口減少社会に突入すると予測していましたが、その想定を上回るスピードで人口の減少が続いています。

本市の総人口は、平成3（1991）年に初めて30万人を超え、その後も緩やかに増加を続けてきました。近年は、35万3,000人前後で、ほぼ横ばいで推移してきましたが、令和3（2021）年をピークに減少に転じています。一方、労働力の中心を担う生産年齢人口は、総人口よりも20年以上早い平成10（1998）年にピークを迎え、その後減少に転じています。

生産年齢人口は、経済活動の牽引役であるとともに、消費の主要な担い手でもあります。生産年齢人口が減少することにより、地域経済の停滞や縮小の懸念が高まっています。また、生産活動を支える労働力の確保においても人口は重要な要因であり、地域社会の発展や地域産業の継続的な成長に大きな影響を与えます。本市においても、日本全体と同様に、人口減少社会の進展に合わせた対応が必要となります。



出典：川越市住民基本台帳(各年1月1日)

※令和8（2026）年以降は市推計

（２）労働環境の変化と対応

我が国は、世界でも類を見ないペースで少子高齢化が進行しており、それに伴い生産年齢人口も著しく減少しています。独立行政法人労働政策研究・研修機構の令和4（2022）年のデータによると、我が国の生産年齢人口の割合は主要7ヵ国（G7）の中で最も低く、今後も減少傾向が続くことが予想されています。労働力確保の観点からは、高齢者や女性、外国人など多様な人材の活用が喫緊の課題となっています。

また、我が国における最低賃金は年々上昇しており、その引き上げには、労働者のモチベーション向上や消費拡大といったメリットがある一方で、企業にとっては人件費増加による経営圧迫や賃金上昇への対応が不十分なことによる離職の助長につながるおそれがあります。

このような状況の中で企業は、人件費の増加に対応しつつ、労働力を確保するために、新型コロナウイルス感染症を契機として増加したテレワークやリモートワークをはじめ、フレックスタイム制度などの柔軟な勤務制度の導入や、家庭や介護、育児と仕事を両立させるワーク・ライフ・バランスの推進など、多様な働き方や就労形態に関する取組を進めるとともに、AI（Artificial Intelligence／人工知能）の活用やDX（Digital Transformation／デジタル技術による変革）による業務効率化を推進し、労働生産性の向上を図る必要があります。

国は、令和元（2019）年に「働き方改革関連法」を施行し、企業に対して、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得義務化、さらには同一労働同一賃金の実現などを求めています。こうした動きと並行して、我が国の労働慣習として長らく定着していた年功序列や終身雇用といった労働環境も大きく変化しています。人口減少が進む中で、企業が持続的に事業を運営していくためには、業種や企業規模を問わず、積極的に労働環境の変化に対応していくことが求められます。

（３）脱炭素社会への取組

地球温暖化対策として、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロ（ゼロカーボン）にする「脱炭素社会」への取組が世界的に広がっています。企業においては、持続可能な取引や企業価値の向上を図る観点から、環境経営の重要性が一層認識されています。

平成27（2015）年、「持続可能な開発目標（SDGs／Sustainable Development Goals）」が国連サミットにおいて全会一致で採択され、令和12（2030）年までに持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の開発目標が設定されました。経済活動と環境の調和は、世界的な課題であり、企業規模を問わず再生可能エネルギーの活用やエネルギー効率の高い設備への投資など、積極的な取組が求められています。特に、エネルギー消費量の大きい製造業を中心として、製造工程の見直しや機械設備の更新、電気自動車（EV）の導入、太陽光パネルの設置など、エネルギー消費の抑制と二酸化炭素排出削減に向けた取組がさまざまな業種で進展しています。環境に配慮した経営は、新たな企業価値の創出につながり、消費者や取引先からの信頼獲得に加え、社員採用においてもプラスの効果が期待できます。

脱炭素社会の実現においては、地方自治体や地域社会の役割が極めて重要です。本市では、令和3（2021）年5月に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、令和32（2050）年を目標に脱炭素社会の実現を目指しています。この宣言に基づき、複数の企業と包括連携協定を締結するなど、環境対策に積極的に取り組んでいます。

（4）グローバル社会の現状

我が国を取り巻く国際情勢は、時々刻々と変化しています。令和4（2022）年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻は、日本にも大きな影響を及ぼしており、原油や天然ガスなどのエネルギー価格の上昇が進行しました。その結果、我が国の輸入物価の上昇につながっています。さらに、円安・ドル高の進行も重なり、資源輸入価格の高騰が家計や企業活動に影響を与えています。

また、令和7（2025）年1月に始まったアメリカの第2次トランプ政権では、主要政策の一つとして貿易・関税政策を掲げており、アメリカと取引する世界各国に対して関税の強化を進めています。我が国は、令和7（2025）年7月に貿易交渉が合意に達し、日本からの輸入品の多くに対して15%の関税を賦課することで決着しました。アメリカは我が国にとって重要な輸出相手国であり、令和5（2023）年の貿易総額ベースで世界第1位となっています。自動車部品や機械を中心にアメリカ向けに工業製品を輸出しており、今後、企業の対米進出や対米投資が予想されます。本市の企業の中にも、直接的または間接的にアメリカ向けの輸出品を製造している事業者があり、今後どのような影響が出てくるのか注視が必要です。

（5）デジタル技術の活用によるDXの加速とその影響

近年、AIをはじめとするデジタル技術の活用により、世界中でDXが加速しています。これにより、私たちの社会生活を支えるだけでなく、これまでにない製品やサービスを創出し、新たな市場を生み出しています。

人口減少が進行する日本においては、AIなどの先端技術を人手不足対策や地域格差の解消、企業の競争力強化に資するツールとして積極的に活用することが期待されています。従来の人間が行っていた作業を機械化・自動化に置き換えるだけでなく、現場の経験やノウハウをAIに学習させることで、さらなる競争力の向上が見込まれます。製造業では、「スマートファクトリー」と呼ばれる生産設備の稼働率向上を目指した取組が進展しています。また、過疎化が進む地域においては、遠隔医療診断やオンライン学習の普及など、デジタル技術の活用は今後の日本社会にとって不可欠な要素となるでしょう。

現在、これらの技術の活用は大企業やコンピュータ関連産業で先行していますが、専門人材が少ない中小企業では普及が遅れており、大きな課題となっています。市内企業においても、人手不足対策や付加価値向上策の一環としてDXの推進ニーズが高まっており、先行企業の実践事例や行政による専門家派遣などを通じた地域企業支援の取組が期待されます。

2 国・県の政策の動向

(1) 国の動向

ア) 経済産業政策の新機軸

1990年代に起きたバブル経済の崩壊以降、我が国の経済は30年以上にわたり低迷を続けてきました。世界の国内総生産(GDP)に占める日本の割合は、年々低下傾向にあり、令和7(2025)年4月に国際通貨基金(IMF)が発表した世界経済見通しによると、同年には日本の名目GDPがインドに抜かれ、5位に後退すると予測されています。また、国際経営開発研究所(IMD)が算出した日本企業の国際競争力は、1990年代前半には世界第1位でしたが、令和6(2024)年には第38位に低下しています。

国は、こうした局面を打開し、新たな成長を実現させるため、経済産業政策の新機軸を掲げ、推進しています。本政策の具体的施策として掲げられたのが、「ミッション志向の産業政策」と「経済社会システムの基盤(OS)の組み替え」です。

「ミッション志向の産業政策」は、従来の特定産業の保護や市場の自由化に重点を置いた政策を大きく見直し、DXやGX(Green Transformation/脱炭素社会に向けた再生可能なクリーンエネルギーへの転換)など、我が国が抱える社会課題を成長の原動力とするものであり、新たな技術革新や気候変動への対応など、世界の潮流に合わせて取り組む戦略的な政策です。具体的な政策分野としては、「炭素中立型社会の実現」「デジタル社会の実現」「経済安全保障の実現」「災害に対するレジリエンス社会の実現」「バイオものづくり革命の実現」などが挙げられ、それぞれの分野において長期目標と一体的な政策支援を展開しています。

「経済社会システムの基盤の組み替え」は、今後の経済社会構造の変化に対応し、経済成長と国際競争力の強化、多様な地域や個人の価値を最大化する包摂的成長の両立を実現するために推進されるものです。具体的な政策分野としては、「人材：人への投資」「スタートアップ・イノベーション」「グローバル企業の経営：価値創造経営」「徹底した日本社会のグローバル化」「包摂的成長(地域・中小企業・文化経済)」「行政：EBPM・データ駆動型行政」が示されています。

政府はこれらの枠組みを通じて、国内投資の拡大、イノベーションの促進、国民所得の向上の3つの好循環を目指しています。令和7(2025)年4月に経済産業省がまとめた令和22(2040)年の産業構造の見通しによると、今後、国内投資のあり方が変化し、産業全体では研究開発やソフトウェアなどを対象とする次世代型投資が、令和3(2021)年比で78%増加し、730兆円に達すると予測されています。

イ) 関連する法令

① 産業競争力強化法

我が国の産業を中長期にわたる低迷から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるため、産業競争力を強化するためのキードライバーとしての役割を果たすものとして、平成 25 (2013) 年 12 月に成立しました。

本市では、同法に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、創業支援等に取り組んでいます。

② 中小企業等経営強化法

中小企業の生産性向上を推進し、先端設備の導入による競争力の強化を図る「生産性向上特別措置法」が廃止されたことにより、中小企業の生産性向上のための先端設備等の設備投資の促進を支援する措置については同法へ移管されました。

本市では、生産性向上を促進するための「導入促進基本計画」を策定するとともに、計画に沿って新たな設備等の導入を通じた労働生産性の向上を図るため、個人事業主を含む中小企業が策定する「先端設備等導入計画」の認定及び支援措置の提供等を行っています。

③ 中小企業強靱化法・小規模事業者支援法

自然災害や感染症拡大の影響は、個々の事業者だけでなく、サプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、令和元（2019）年 7 月に中小企業強靱化法が施行されました。同法では、防災・減災に取り組む中小企業がその取組内容（事前対策）をとりまとめた「事業継続力強化計画」を国が認定することとされており、令和 2（2020）年 10 月から感染症対策に関する同計画の認定も開始されています。

加えて、自然災害等は小規模事業者の事業活動の継続にも支障をきたしていることから、小規模事業者の経営の強靱化を図り、災害対応力を高めるなどの課題へ対応するため、令和元（2019）年 7 月に小規模事業者支援法も改正されています。同法では、商工会議所等が市町村と共同して行う、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての計画である「事業継続力強化支援計画」を都道府県知事が認定することになっています。いずれの計画においても、認定を受けた者に対する支援措置が講じられます。

また、小規模事業者支援法については、商工会議所等が行ってきた経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営発達に特に資するものとして経営発達支援事業が位置づけられており、商工会議所等が小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」を経済産業大臣が認定しています。同計画については、令和元（2019）年 7 月に法改正が行われたことにより、市と共同で計画を作成することが必須とされました。

本市では、令和 4 年度から令和 8 年度を計画期間とした「経営発達支援計画」について、川越商工会議所との共同作成により、経済産業大臣から認定を受けており、川越商工会議所において小規模事業者の経営分析や各種事業計画策定支援などの経営戦略に踏み込んだ支援を実施しています。

(2) 県の動向

県では、産業振興施策・労働施策を効果的に推進していくため、「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略（令和4年度～令和8年度）」を策定しています。

この戦略は、「埼玉県5か年計画ー日本一暮らしやすい埼玉へー」を踏まえ、「埼玉県中小企業振興基本条例を具現化する戦略」「埼玉県小規模企業振興基本条例を具現化する戦略」「社会経済情勢の変化に的確に対応する戦略」「中小企業・小規模事業者と勤労者を徹底支援する戦略」「産業と雇用の好循環を目指した戦略」の5つの戦略を柱に、県の強みを生かした産業と労働に関する施策展開の方向性や具体的なプログラムを示したものとなっています。

【県の産業振興施策・労働施策】

	施策	指標	単位	最終目標値	
Ⅰ 産業を振興し、稼げる力を高める	1 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援	1 経営革新計画の承認件数	件	5,000	令和4年度～令和8年度の累計
		2 県の支援による創業件数	件	1,000	令和4年度～令和8年度の累計
	2 新たな産業の育成と企業誘致の推進	3 企業（製造業）が生み出す付加価値額	兆円	4.8	令和8年
		4 新規の企業立地件数	件	250	令和4年度～令和8年度の累計
	3 商業・サービス産業の育成	5 サービス産業の労働生産性	万円	459.2	令和8年度
	4 魅力ある観光の推進	6 観光客1人当たりの観光消費額 ①県外からの宿泊客 ②県外からの日帰り客	円 円	29,300 8,700	令和8年 令和8年
		7 本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数	万人	16,000	令和8年
		8 外国人観光客数	万人	97（※）	令和8年
Ⅱ 誰もが安心して活躍できる社会をつくる	5 幅広い世代への就業支援	9 就業率	%	62.2（※）	令和8年
		10 県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	%	3.9	令和8年度
	6 多様な働き方の推進と働きやすい職場環境の整備	11 多様な働き方実践企業のうちプラチナ認定企業の割合	%	27.5	令和8年度末
	7 女性・高齢者が働きやすい環境づくりと就業・起業支援	12 女性の就業率 30～39歳 40～49歳	% % %	77.2（※） 79.7（※）	令和8年 令和8年
		13 女性キャリアセンターを活用した就業確認者数	人	9,500	令和4年度～令和8年度の累計
		14 シニア活躍推進宣言企業のうち70歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数	社	2,200（※）	令和8年度末
		15 県の就業支援による65歳以上の就職確認者数	人	3,700	令和4年度～令和8年度の累計
	8 障害者の就業支援	16 民間企業の障害者雇用率	%	法定雇用率以上	令和8年
	9 産業人材の確保・育成	17 在職者訓練による人材育成数	人	22,500	令和4年度～令和8年度の累計
		18 技能検定合格者数	人	46,000	令和4年度～令和8年度の累計

出典：埼玉県「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略」

（※）令和7年3月27日変更後

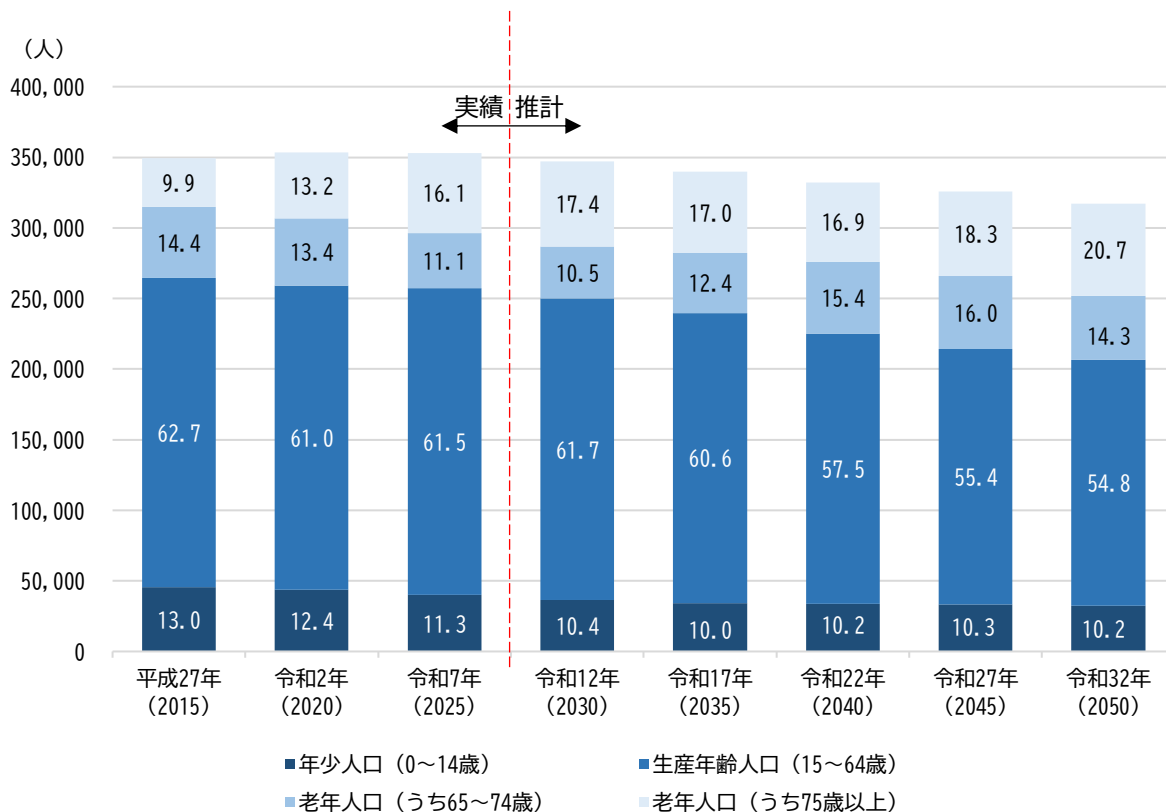
3 本市の現状

(1) 人口動態と就業者数

ア) 本市の人口の推移

川越市住民基本台帳に基づく人口の推移をみると、平成 27（2015）年 8 月には 35 万人に達し、近年は、35 万 3,000 人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。本市が行った将来人口推計によると、今後は、本格的な減少局面に突入するものと見込まれています。

また、人口の年齢別構成は、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の割合がそれぞれ減少傾向にある一方で、高齢者人口（65 歳以上）の割合は増加傾向で推移しており、今後も同様の傾向で推移していくと見込まれています。



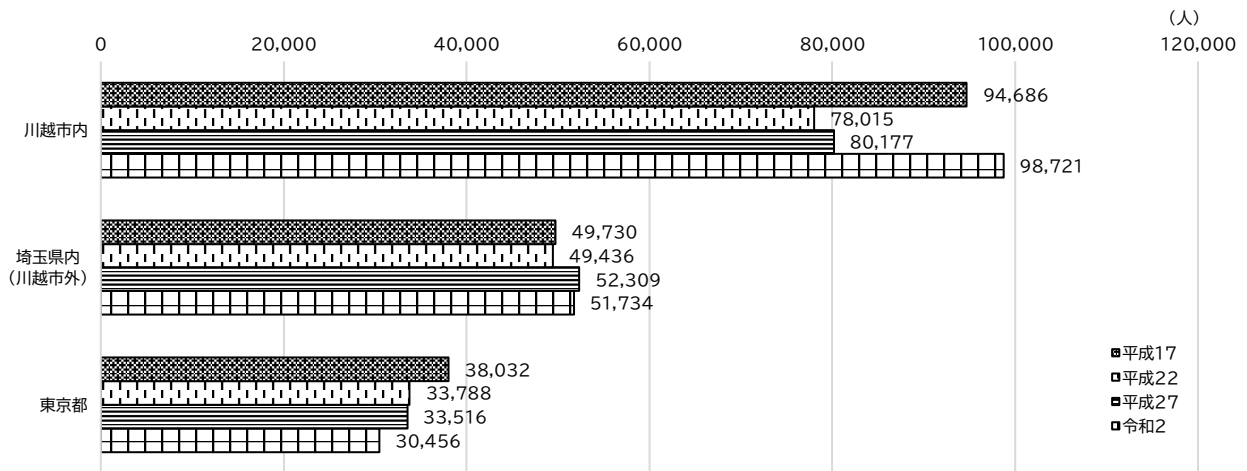
出典：川越市住民基本台帳(各年1月1日)

※令和 12（2030）年以降は市推計

イ) 通勤・通学の状況

本市に常住する 15 歳以上の就業者・通学者の従業地・通学地の状況（以下「通勤・通学」という。）については、平成 22（2010）年以降、市内への通勤・通学は増加傾向となっている一方で、本市以外の県内への通勤・通学は横ばいに、東京都への通勤・通学は減少傾向となっています。

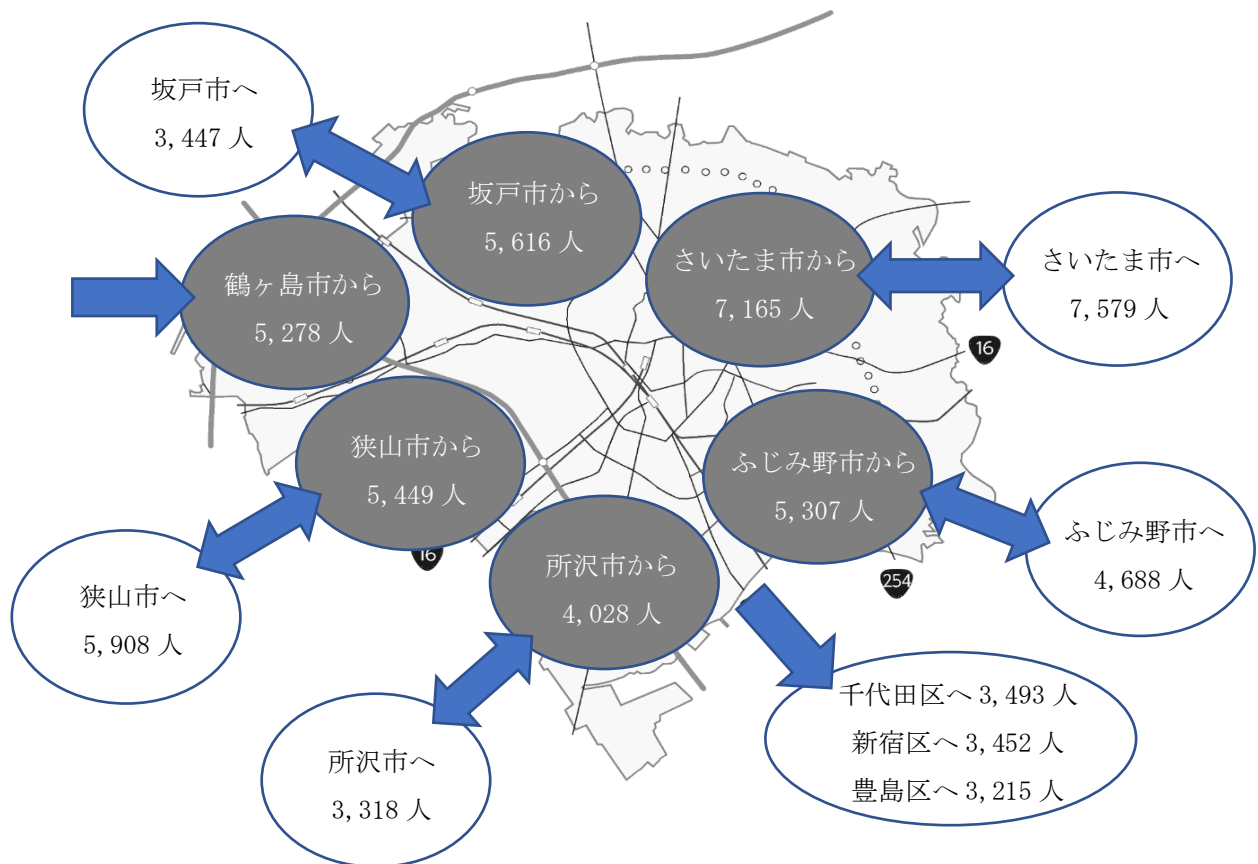
【通勤・通学者の推移（実数）】



出典：総務省「国勢調査」

【通勤・通学の状況】

本市から市外または市外から本市へ通勤・通学する人数が3,000人以上となっている自治体は以下のとおりです。

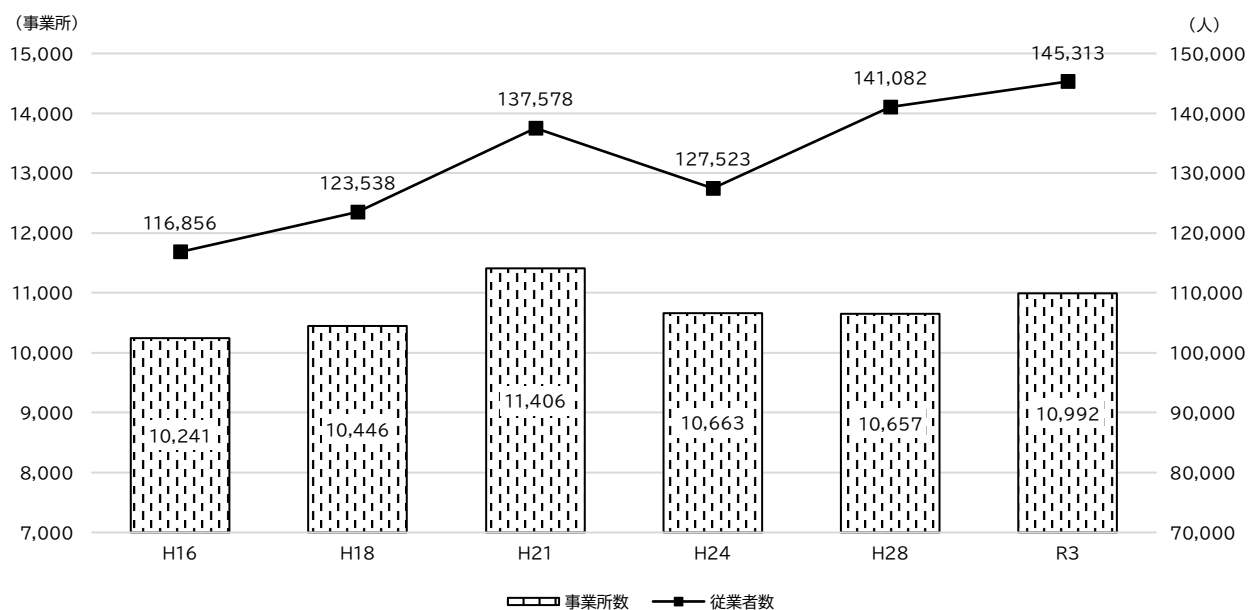


出典：「令和2年国勢調査」

(2) 産業・就業構造と事業所の概要

ア) 事業所及び従業者数の推移

本市の事業所数は、約 11,000 事業所で安定して推移しており、令和 3（2021）年は 10,992 事業所となっています。従業者数は、平成 24（2012）年には一旦減少したものの、総じて増加傾向で推移しており、令和 3（2021）年は 145,313 人となっています。



出典：総務省「事業所・企業統計調査」（H16、H18）、

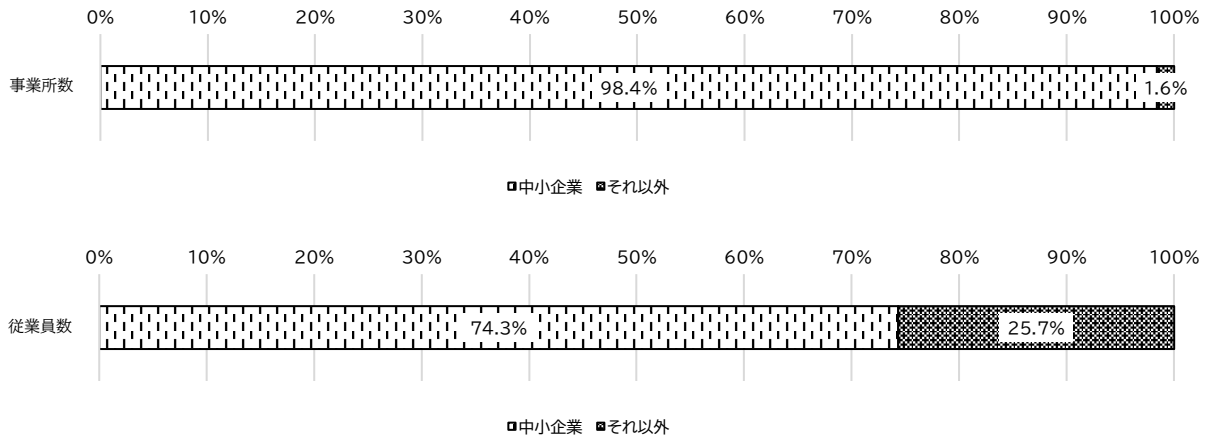
総務省・経済産業省「平成 21 年経済センサス基礎調査」

総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」（H21～R3）

※ 「経済センサス基礎調査」及び「経済センサス活動調査」と「事業所・企業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできません。

イ) 中小企業※事業所数・従業員数の構成比

本市にある中小企業は、市内事業所数の 98.4%、従業員数の 74.3% を占めています。



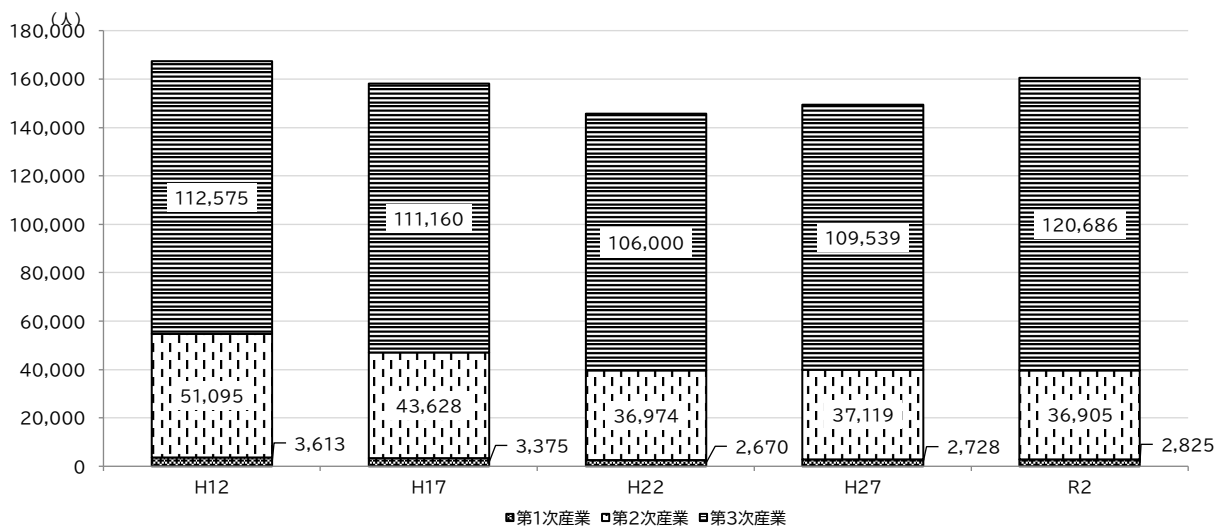
出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」

※「中小企業基本法」第2条第1項における中小企業の定義に従い、以下に示す従業員数の事業所を中小企業として「令和3年経済センサス活動調査」より算出。

(製造業その他：従業者 300 人以下/卸売業・サービス業：従業者 100 人以下/小売業：50 人以下)

ウ) 産業別就業者数の推移

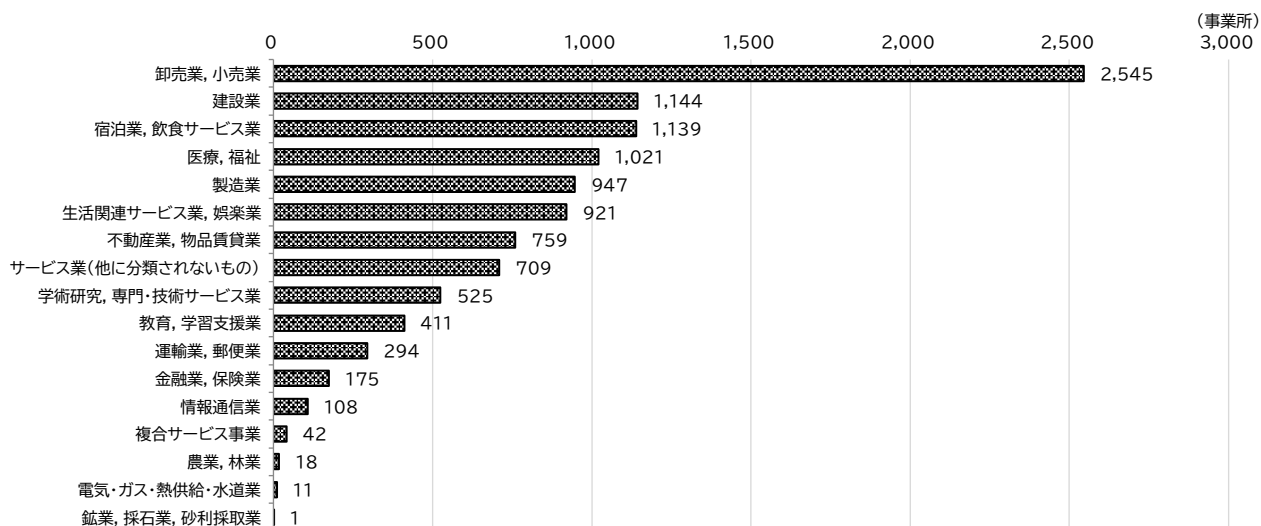
産業別の就業者数について、第1次産業（農林漁業）はほぼ横ばい、第2次産業（鉱業、建設業、製造業）は減少傾向となっているのに対して、第3次産業（卸売業、小売業、サービス業など）に従事する就業者数は増加傾向となっており、平成22（2010）年と令和2（2020）年を比べると、第3次産業に従事する就業者は14,686人増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

エ) 産業分類別事業所数

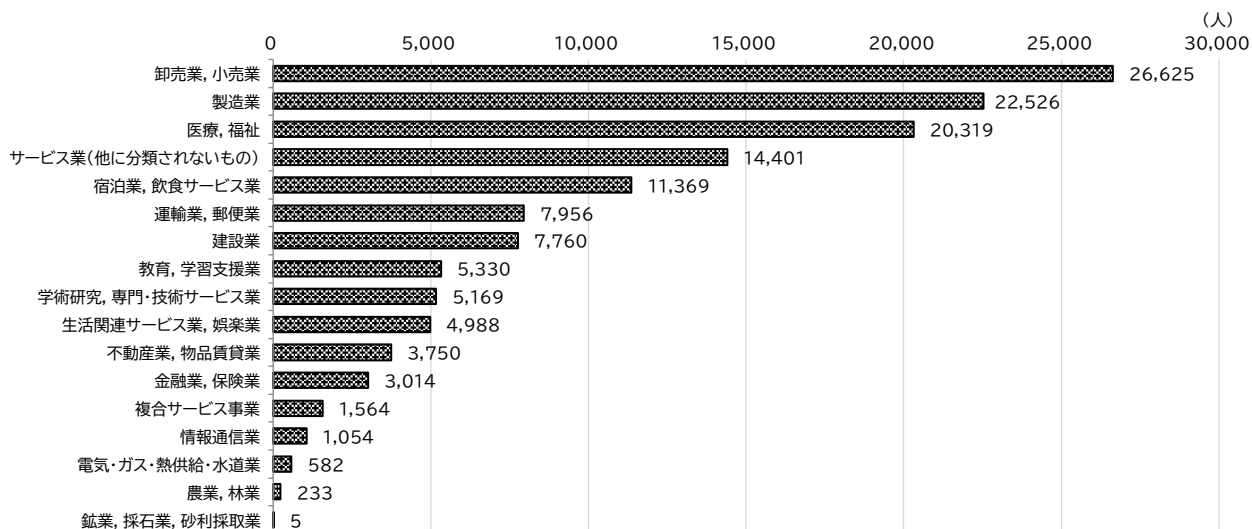
令和3（2021）年の産業分類別事業所数は、「卸売業・小売業」が2,545事業所と最も多く、全体の23.3%を占めています。以下、「建設業」が1,144事業所、「宿泊業・飲食サービス業」が1,139事業所と続いています。



出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」

オ) 産業分類別従業者数

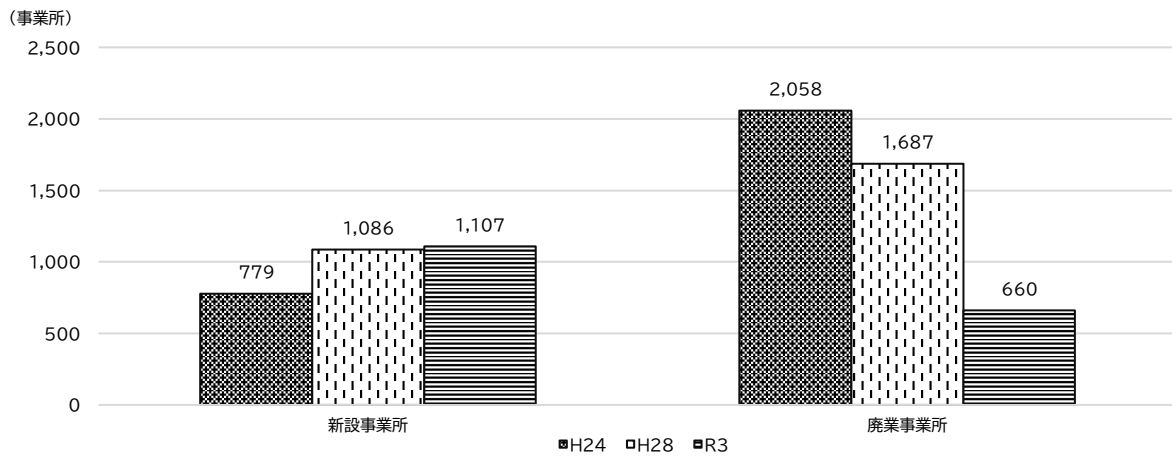
令和3（2021）年の産業分類別従業者数は、「卸売業・小売業」が26,625人と最も多く、全体の18.8%を占めています。以下、「製造業」が22,526人、「医療・福祉」が20,319人と続いています。



出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」

カ) 開業及び廃業の動向

新設事業所は増加傾向にある一方で、廃業事業所は減少傾向にあります。

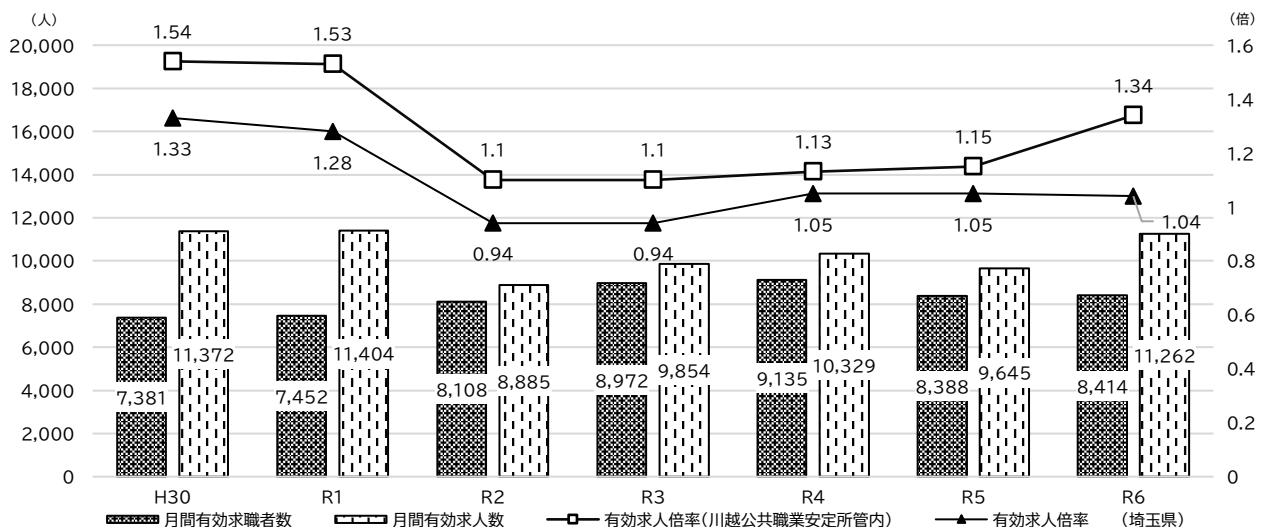


出典：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

キ) 有効求人倍率、月間有効求人数及び有効求職者数の推移

平成 30（2018）年から令和元（2019）年までは、月間有効求人数、有効求人倍率ともに横ばいとなっていました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2（2020）年には月間有効求人数が減少に転じ、有効求人倍率も低下しています。その後、月間有効求人数、有効求人倍率ともに横ばいとなっていました。令和 6 年度には月間有効求人数が大きく増加し、有効求人倍率も改善しています。

なお、本市を含む川越公共職業安定所管内の有効求人倍率は、県全体を上回った割合で推移しています。



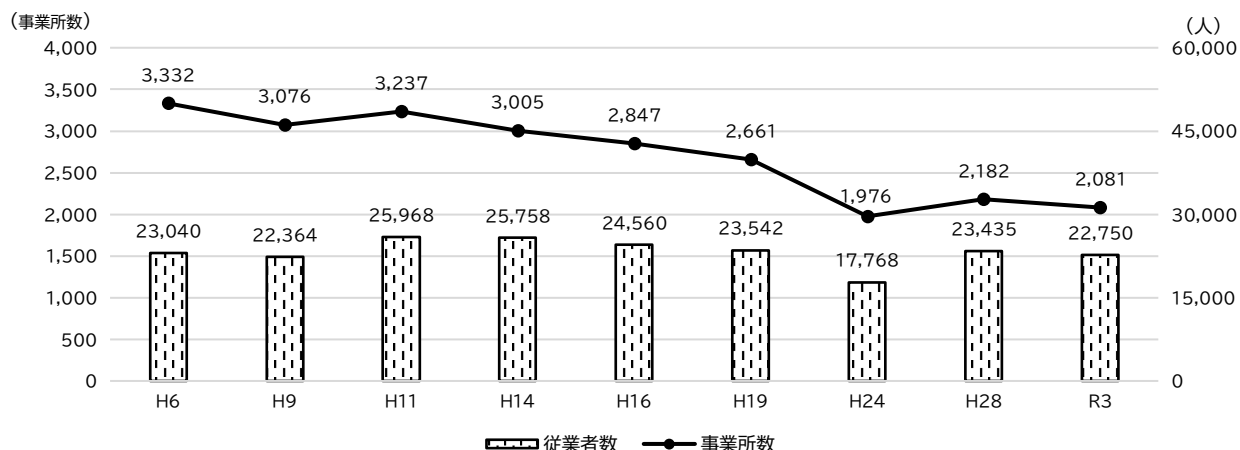
出典：ハローワーク川越「労働市場ニュース」

(3) 商業の現状

ア) 商業（卸売業、小売業）

① 事業所数及び従業者数の推移

本市の事業所数は、減少傾向が続いており、平成 28（2016）年に増加に転じましたが、令和 3（2021）年には再び減少しています。従業員数は、従業者数も事業所数と同様の動きを見せています。

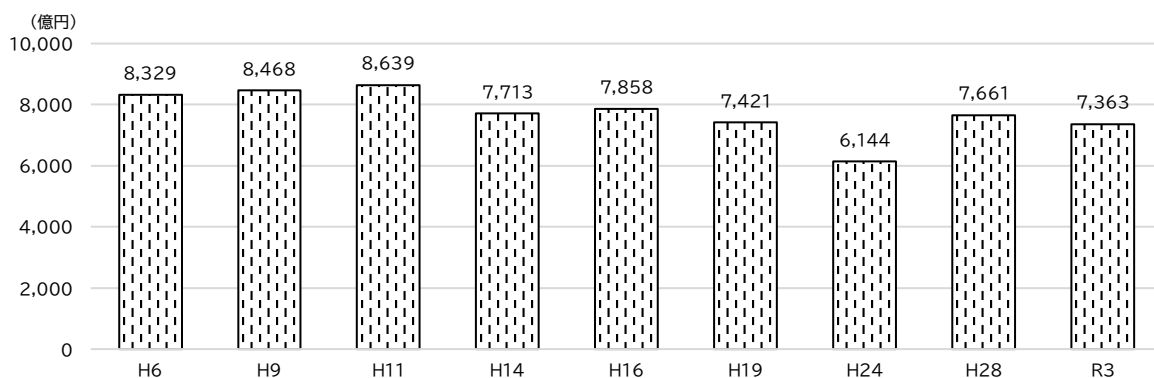


出典：経済産業省「商業統計調査」（H6～H19）、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」（H24～R3）

※ 「平成 24 年経済センサス活動調査」と「平成 19 年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできません。

② 年間商品販売額の推移

年間商品販売額は、平成 11（1999）年の 8,639 億円をピークに、平成 24（2012）年の 6,144 億円まで減少しました。その後、平成 28（2016）年に 7,661 億円まで増加しましたが、令和 3（2021）年には 7,363 億円と再び減少しています。



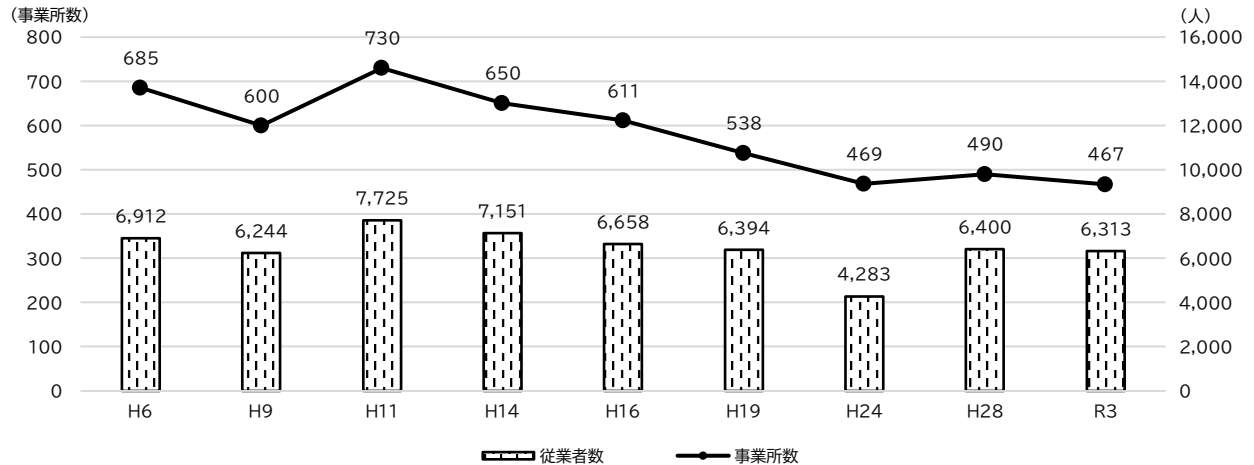
出典：経済産業省「商業統計調査」（H6～H19）、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」（H24～R3）

※ 「平成 24 年経済センサス活動調査」と「平成 19 年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできません。

イ 卸売業

① 事業所数及び従業者数の推移

卸売業の事業所数は、平成 11 (1999) 年以降、減少傾向が続いていました。平成 28 (2016) 年に増加に転じましたが、令和 3 (2021) 年には再び減少しています。従業者数も事業所数と同様の動きを見せています。

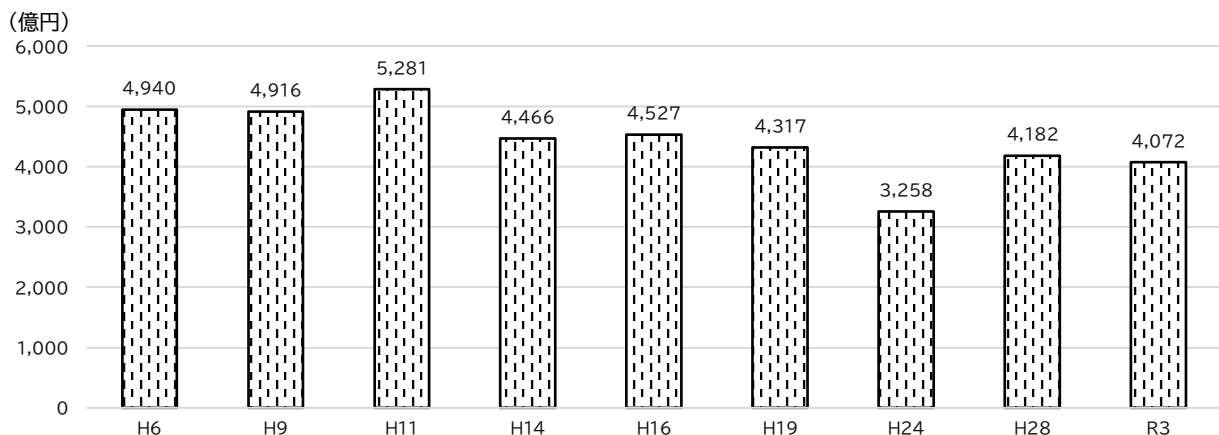


出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」(H24～R3)

※ 「平成 24 年経済センサス活動調査」と「平成 19 年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできません。

② 年間商品販売額の推移

卸売業の年間商品販売額は、平成 11 (1999) 年の 5,281 億円をピークに、平成 24 (2012) 年の 3,258 億円まで減少しました。その後、平成 28 (2016) 年に 4,182 億円まで増加しましたが、令和 3 (2021) 年には 4,072 億円と再び減少しています。



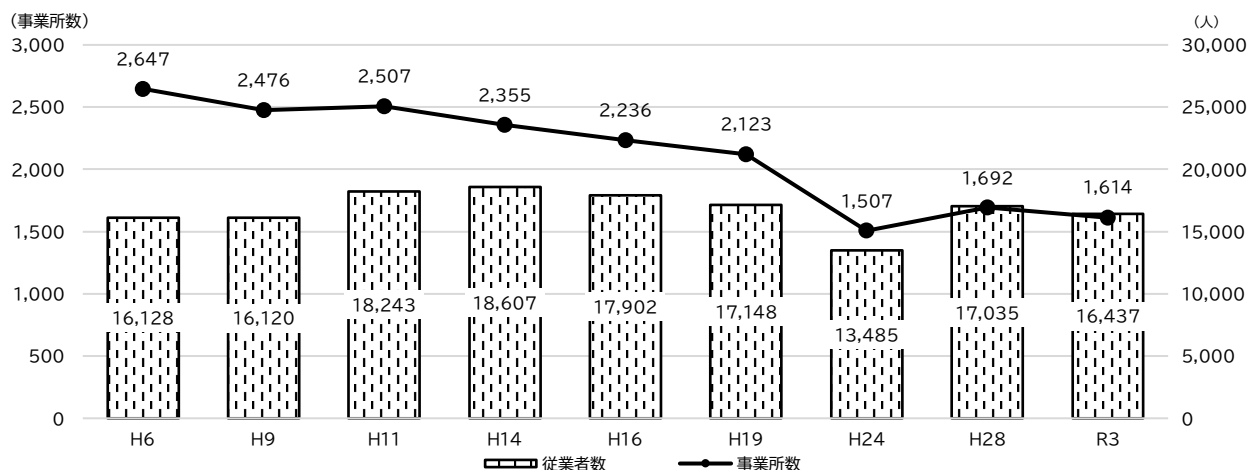
出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」(H24～R3)

※ 「平成 24 年経済センサス活動調査」と「平成 19 年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできません。

ウ 小売業

① 事業所数及び従業者数の推移

小売業の事業所数は、平成 11 (1999) 年以降、減少傾向が続いていました。平成 28 (2016) 年に増加に転じましたが、令和 3 (2021) 年には再び減少しています。従業者数も事業所数と同様の動きを見せています。

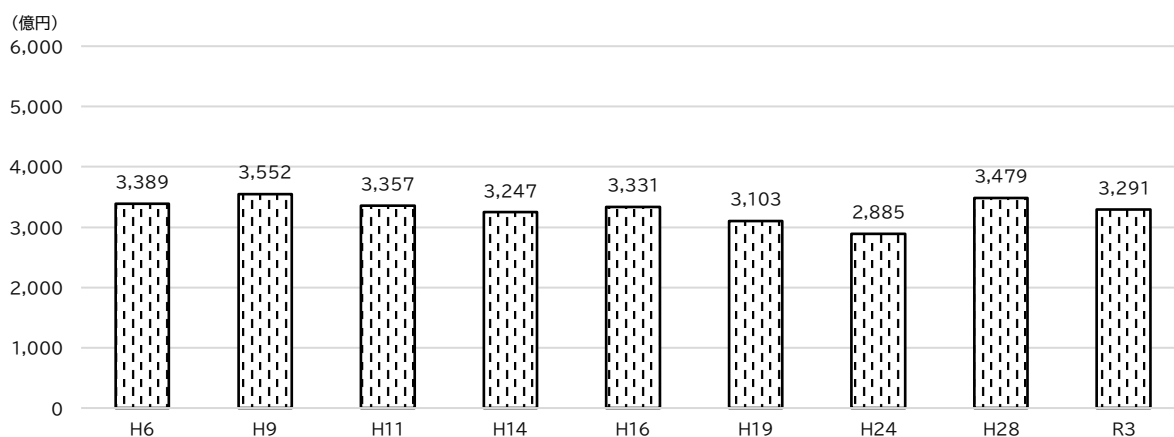


出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」(H24～R3)

※ 「平成 24 年経済センサス活動調査」と「平成 19 年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできません。

② 年間商品販売額の推移

小売業の年間商品販売額は、平成 9 (1997) 年の 3,552 億円をピークに、平成 24 (2012) 年の 2,885 億円まで減少しました。その後、平成 28 (2016) 年に 3,479 億円まで増加しましたが、令和 3 (2021) 年には 3,291 億円と再び減少しています。



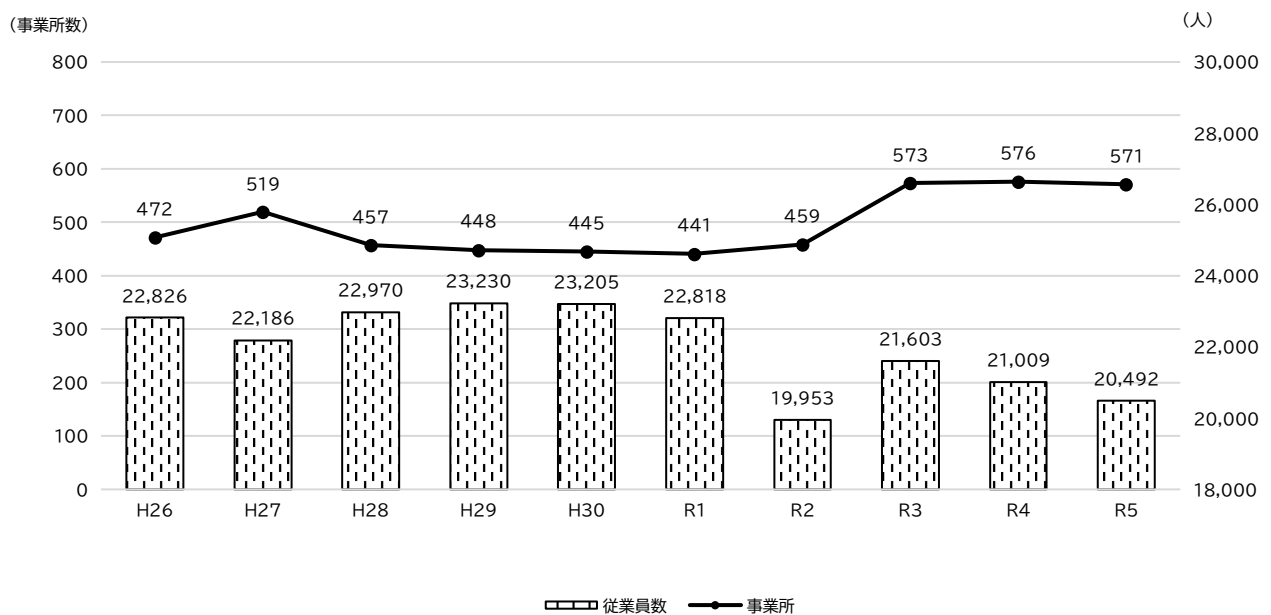
出典：経済産業省「商業統計調査」(H6～H19)、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」(H24～R3)

※ 「平成 24 年経済センサス活動調査」と「平成 19 年商業統計調査」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできません。

(4) 工業の現状

ア) 事業所数及び従業員数の推移

本市の事業所数は、平成 27（2015）年以降、減少傾向が続いていました。令和 2（2020）年から増加傾向に転じ、令和 3（2021）年以降は安定して推移しています。従業員数は、平成 29（2017）年の 23,230 人をピークに、令和 2（2020）年の 19,953 人まで減少しました。その後、令和 3（2021）年に 21,603 人まで増加しましたが、令和 4（2022）年以降は再び減少しています。



出典：H27：総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」

R 2：総務省・経済産業省「令和 3 年経済センサス活動調査」

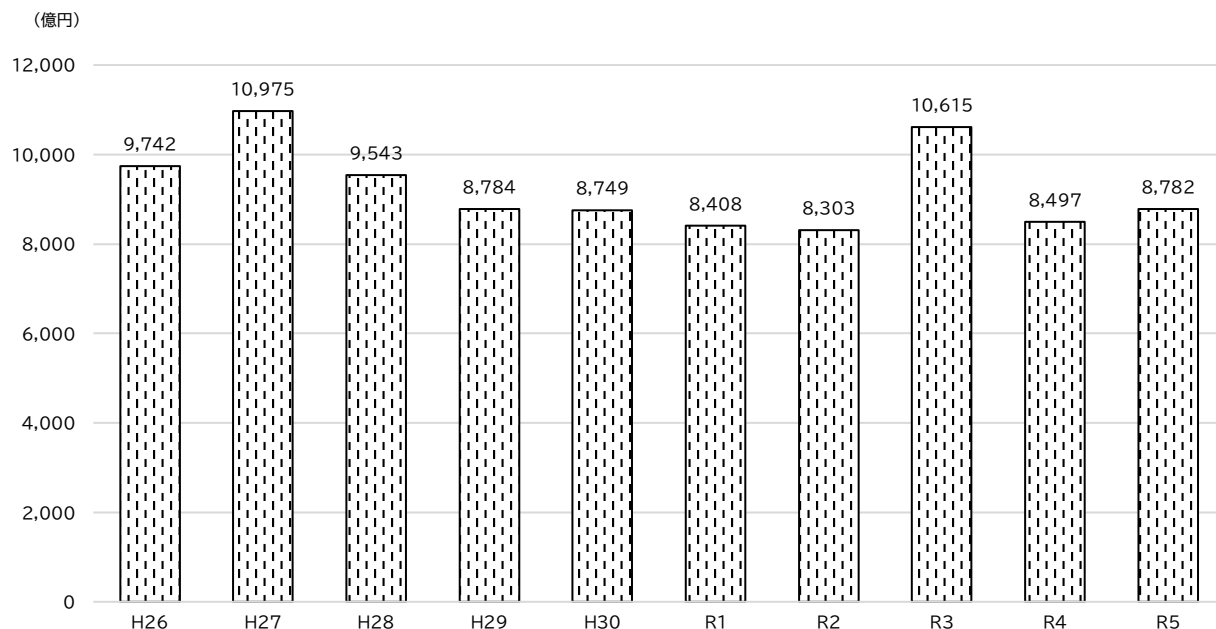
R 3～R 5：「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

それ以外：経済産業省「工業統計調査」

※ 「経済センサス活動調査」及び「工業統計調査」と「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできません。

イ) 製造品出荷額等の推移

製造品出荷額等は、平成 27（2015）年の 10,975 億円をピークに、令和 2（2020）年の 8,303 億円まで減少しました。その後、令和 3（2021）年に 10,615 億円まで増加しましたが、令和 4（2022）年は再び減少しています。



出典：H27：総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」

R2：総務省・経済産業省「令和 3 年経済センサス活動調査」

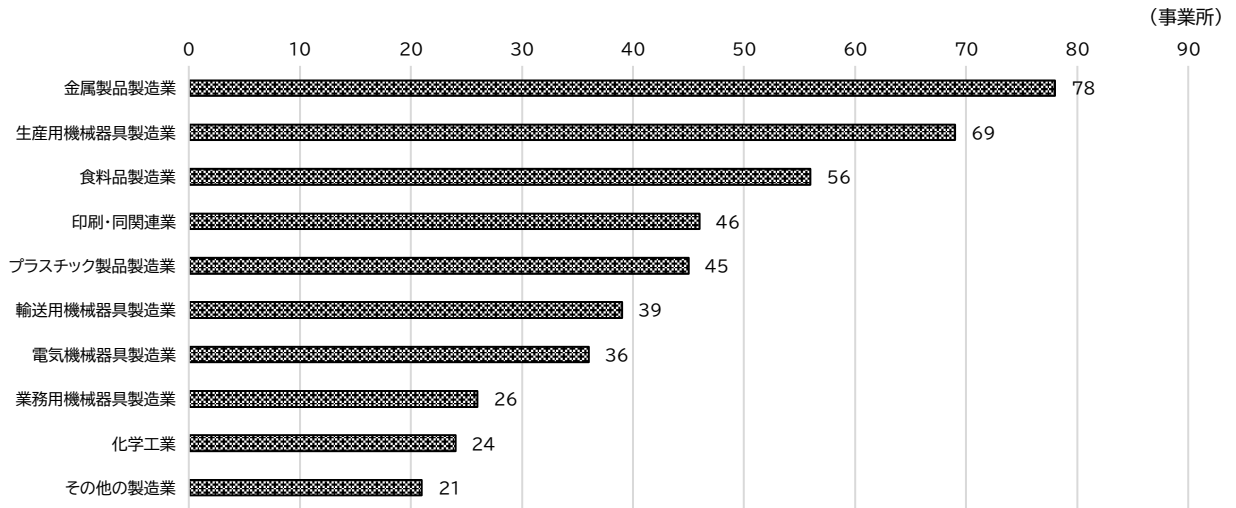
R3～R5：「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

それ以外：経済産業省「工業統計調査」

※ 「経済センサス活動調査」及び「工業統計調査」と「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」では、名簿や調査方法の違いから集計対象等が異なっているため、単純に比較することはできません。

ウ) 産業分類別事業所数

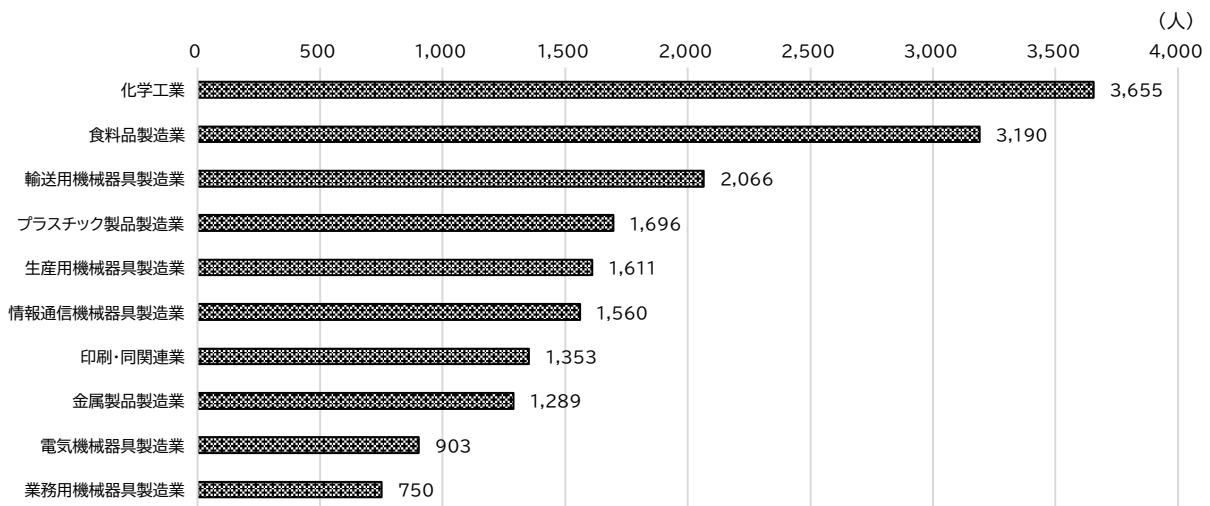
令和5（2023）年の産業分類別事業所数（上位10項目）は、「金属製品製造業」が78事業所と最も多く、全体の13.7%を占めています。以下、「生産用機械器具製造業」が69事業所、「食料品製造業」が56事業所と続いています。



出典：経済産業省「2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

エ) 産業分類別従業者数

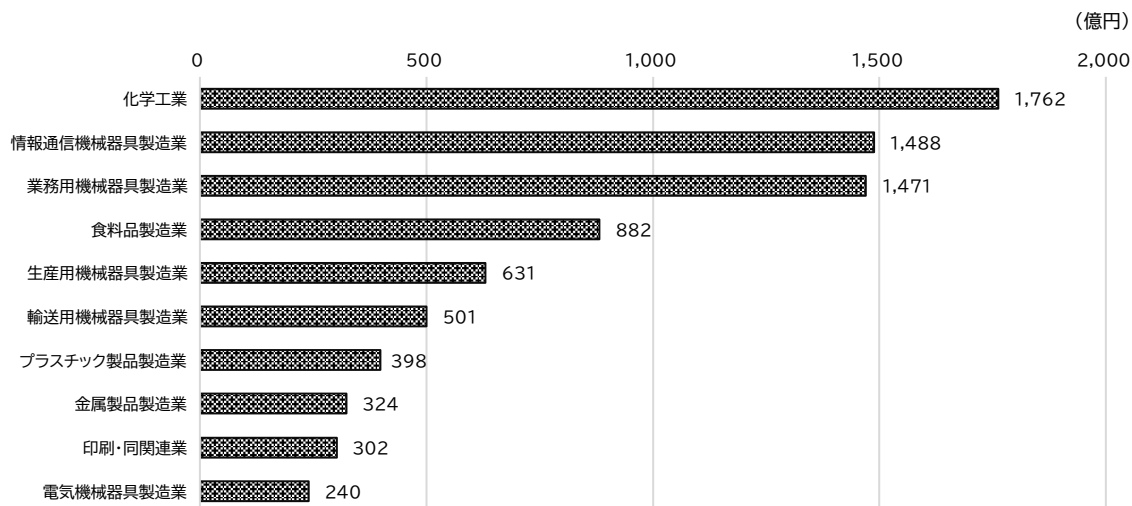
令和5（2023）年の産業分類別従業者数（上位10項目）は、「化学工業」が3,655人と最も多く、全体の17.8%を占めています。以下、「食料品製造業」が3,190人、「輸送用機械器具製造業」が2,066人と続いています。



出典：経済産業省「2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

オ) 産業分類別製造品出荷額等

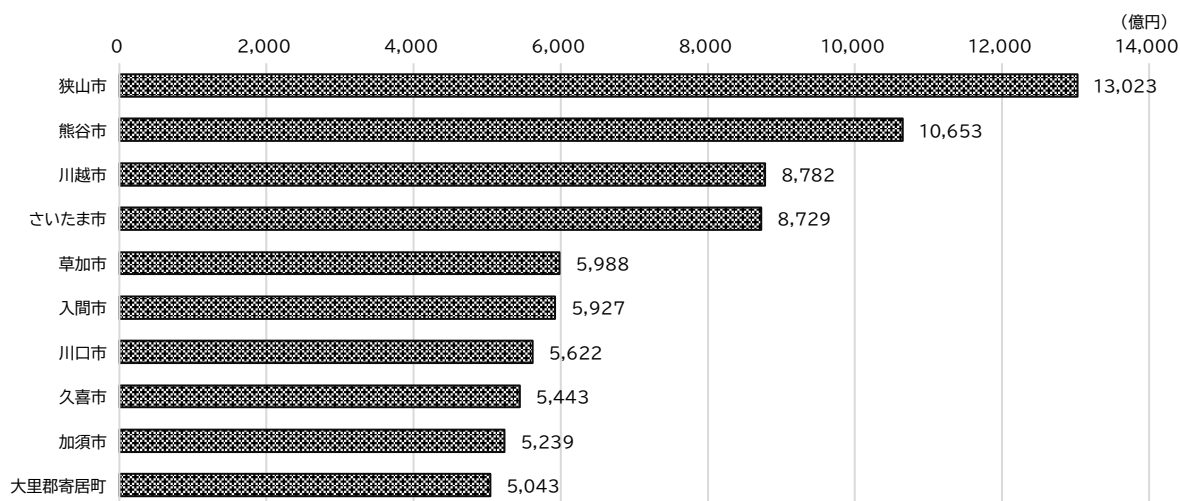
令和5（2023）年の産業分類別製造品出荷額等（上位10項目）は、「化学工業」が1,762億円と最も多く、全体の20.1%を占めています。以下、「情報通信機械器具製造業」が1,488億円、「業務用機械器具製造業」が1,471億円と続いています。



出典：「2024 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

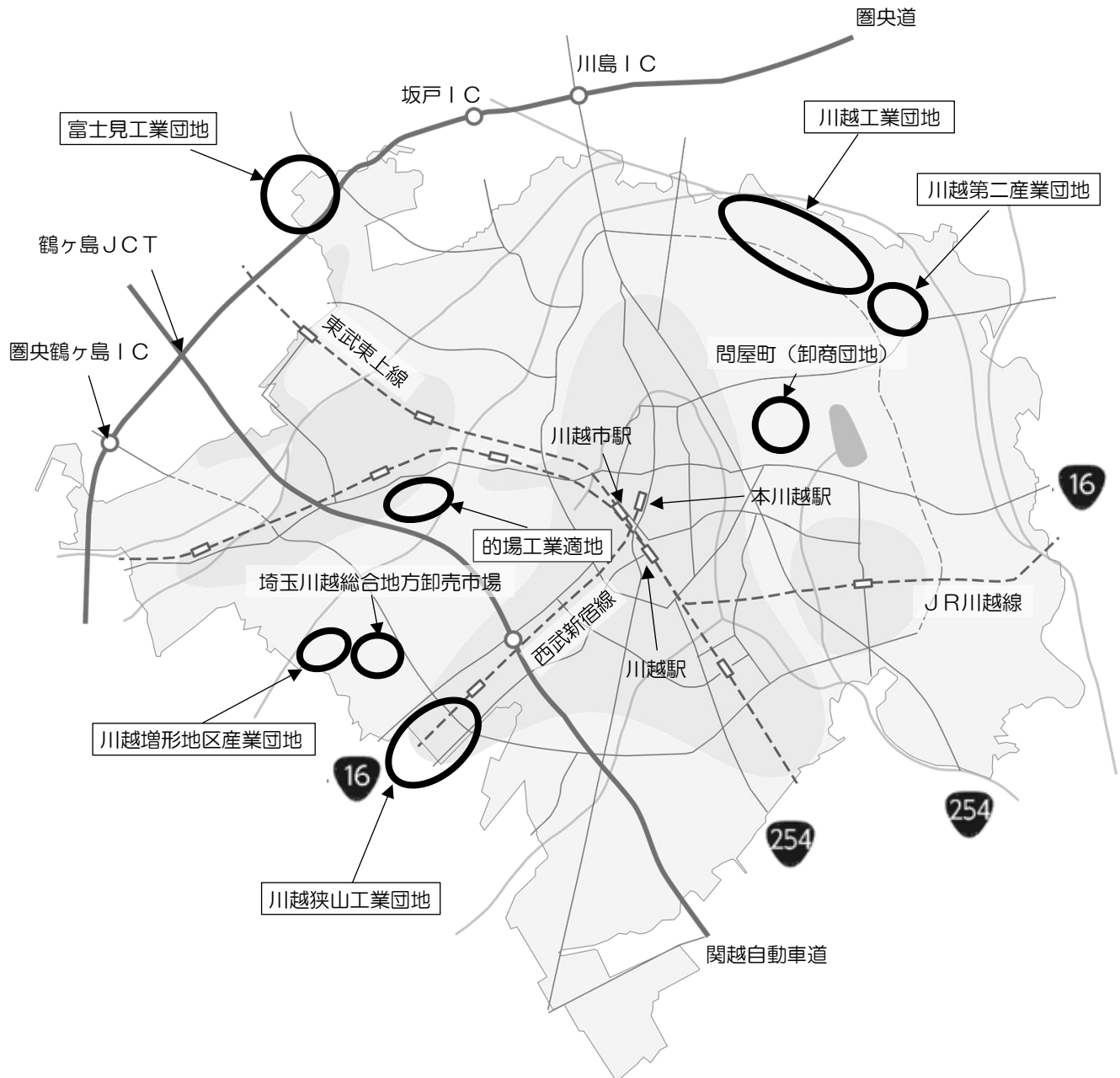
カ) 県内市町村の製造品出荷額等

令和5（2023）年における本市の製造品出荷額等は8,782億円で県内第3位となっています。本市には、川越狭山工業団地をはじめ、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二工業団地、的場工業適地、川越増形地区産業団地等の複数の工業集積が立地しており、県内有数の工業生産地域となっています。



出典：「2024 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」
（上位10自治体を選定）

【川越市主要交通及び工業団地等一覧】



4 本市産業のポテンシャル

(1) 県西部地域の中心都市

本市は、県の中央よりやや南、武蔵野台地の最も東北端にあり、入間川が西から北に向かって流れています。面積は109.13 km²、都心から約30 km圏内に位置しています。

江戸時代には、新河岸川を利用した物資の舟運により大消費地である江戸との往来が盛んで、後世には「小江戸」と呼ばれるほどに繁栄しました。町には店舗が軒を並べ、祭礼には江戸の天下祭を模した絢爛豪華な山車が、町衆によって曳き廻されました。

明治26(1893)年に町の3分の1が焼失するという大火に見舞われましたが、商人たちは焼け残った蔵造りの町並みを見て、直ちに防火建築としての蔵造り商家を建設しました。こうして誕生した蔵造りの町並みは長い年月を経て受け継がれ、現在では貴重な観光資源となっています。

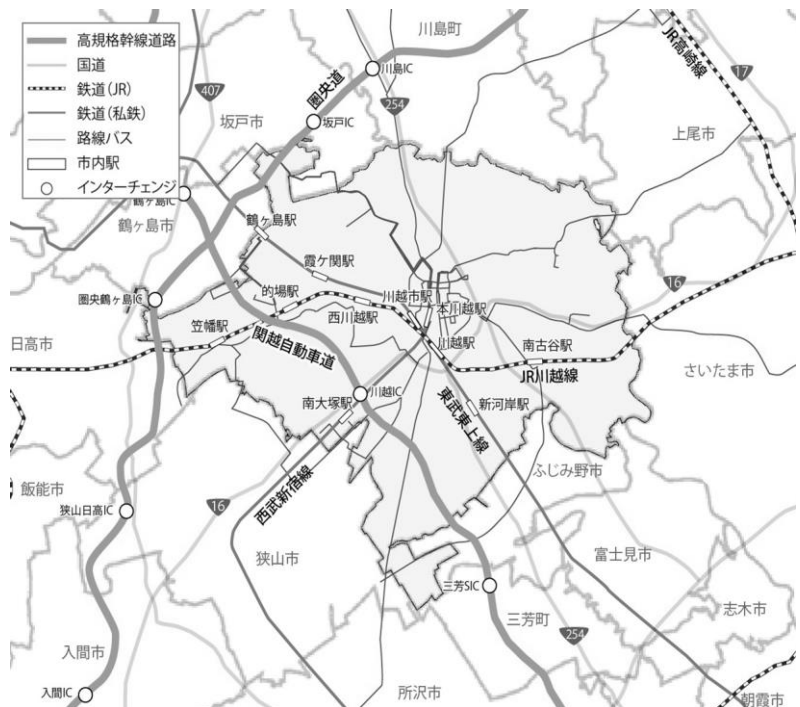
また、大正11(1922)年に県下で最初の市制を施行するなど、県西部地域の中心都市として発展してきました。平成11(1999)年には国の「第5次首都圏基本計画」において業務核都市に位置づけられ、平成15(2003)年4月には県下で最初の中核市に移行しました。

令和4(2022)年には、市制施行100周年を迎え、今後も県内だけでなく、首都圏においても重要な役割の一翼を担うことが期待されています。

(2) 多彩な産業を有する立地環境

本市は関東平野の南西部に位置し、都心部から30キロ圏内にあるため、古くは江戸時代から交通の要衝として栄え、商業を中心に発展してきました。明治時代以降、商業地としての発展に加えて、繊維、食料品、金属などの製造業の発展が見られ、戦後の高度経済成長期を経て、本市は県内有数の産業拠点に成長しました。

現在、市内には川越狭山工業団地など複数の工業集積が立地しており、高規格幹線道路である関越自動車道（関越道）や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）のインターチェンジへのアクセスに優れていることに加え、圏央道の延伸に伴って、インターチェンジ周辺に新たな工業団地が整備されるなどの広域的な都市の発展が見込まれます。このように優位な産業立地環境を有していることから、本市は県西部地域の中心都市としてさらなる発展が期待されています。



(3) 多様なニーズを背景に成長する商業の拠点

本市は、市内中心部に JR 川越線、東武東上線及び西武新宿線の3線が集中しており、池袋、新宿、渋谷へ直通されているだけでなく、大宮を経由することで東京や品川などの都内の主要なターミナルにも容易にアクセスできるなど、交通利便性に優れた環境にあります。

そうした優位性を背景にして、大規模商業施設が駅前に立地し、広域消費をカバーしています。また、川越駅、本川越駅周辺には商店街が形成されており、地元住民に加えて本市を訪れる観光客などにも利用されています。本市の商業は、日常的な消費活動に加えて観光消費にも利用される多層的な機能を備えています。

(4) SDGs と持続可能なまちづくり

SDGs は、Sustainable Development Goals の略で、日本語では「持続可能な開発目標」を意味しています。平成 27 (2015) 年 9 月に開かれた国連サミットにおいて、加盟 193 ヶ国が採択した令和 12 (2030) 年までに達成すべき国際目標となります。

国は、地球温暖化を防止するため、令和 12 (2030) 年度に温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度比で 46%削減、再生可能エネルギー導入量を令和 2 (2020) 年度比で、2.1 倍を目標にしています。

また、SDGs は、単なる国際目標だけではなく、地域課題解決の実用的なツールでもあります。教育、医療、福祉、防災など、住民生活に密着した分野で、SDGs の活動との関連が多く、SDGs の視点を市の政策に組み込むことは、地域課題の解決を目指す上でも有効です。また、SDGs については、多くの市内民間企業も取り組んでいるため、官民連携の接点にもなります。市内企業においては、「働きがい」や「産業と技術革新」を SDGs と関連付けることで持続的発展を支援することができます。さらに、SDGs への取組は、地域の魅力度向上への貢献が期待されることから、定住、移住などによる人口増加や観光振興にもつながります。

本市においても、「持続可能なまちづくり」を目指して、「SDGs 日本モデル」宣言に賛同し、積極的に SDGs に取り組んでいます。埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォームへの加入に加えて、令和 3 (2021) 年 5 月 1 日に「小江戸かわごえ 脱炭素宣言」を表明しています。目標の実現に向けて、省エネルギー住宅の増加、シェアサイクルの利用割合向上、公共交通における EV 車両の増加など、地域の二酸化炭素削減に直結した取組を強化していきます。



(5) 恵まれた教育研究環境や知的資源

市内には、尚美学園大学、東京国際大学、東邦音楽大学、東洋大学の4つの大学と、県の川越高等技術専門学校、専門学科が設置されている高等学校など、それぞれに異なる特徴を有する教育機関があり、恵まれた教育研究環境が整っています。また、周辺市町にも多くの大学等が立地しています。さらには、埼玉医科大学の附属医療機関があり、医療教育・研究の裾野もあります。

本市は、包括連携協定を通じて、各大学との連携強化を強めており、今後は、大学等が持つ人材や研究成果などの知的資源を積極的に活用することで、地域内企業、とりわけ中小企業への人材支援、技術開発支援など、さまざまな形で産学連携を進めることにより、本市産業の発展に寄与することが期待されます。さらには、大学との連携を通じて、次世代の「産業クラスター（特定の地域に企業、大学、研究機関などが地理的に集積し、相互に競争と協力を行うことで、新たな付加価値や技術革新（イノベーション）を生み出す産業群）形成」や「研究開発・イノベーション拠点」に発展することが期待されます。

5 本市産業の課題

(1) 本市全体の産業振興の課題

ア) 人口の減少による課題

本市の人口は、近年、ほぼ横ばいで推移してきましたが、今後は、本格的な減少局面に突入するものと見込まれています。人口減少に加えて高齢化も進展し、生産年齢人口の減少が大きな課題に挙げられます。生産年齢人口の減少により、地域の労働力不足が顕著になっており、特に若年層の流出は、産業の担い手不足を加速させています。これにより、伝統的な基幹産業だけでなく、新たな産業分野においても人材確保が困難となり、地域経済の活力低下につながっています。

イ) 物価・エネルギー価格の高騰による課題

本市にある事業所のほとんどが中小企業であり、原材料や輸送コストの上昇は、収益圧迫や価格転嫁の難しさを招いており、競争力の維持や事業の継続などにおいても大きな課題となっています。物価・エネルギー価格の高騰は、地元の特産品やサービスの価格競争力を低下させるとともに、消費者の購買意欲を抑制する要因ともなっています。

ウ) 総合的な課題

これらの課題は相互に関連し合っており、一つ一つの解決策だけではなく、総合的な施策展開が必要となります。

例えば、人材不足への対策としては、地域内外からの人材誘致や定住促進策を強化しつつ、多様な働き方を推進することで、労働力の確保と産業の活性化を同時に図ることが求められます。また、物価高騰への対応としては、地元産品のブランド化や付加価値向上を図るとともに、観光資源の維持管理と地域住民との共存を目指す必要があります。

生産年齢人口の減少に伴う人材不足、最低賃金の引き上げや人材確保のための人件費の増加、エネルギー価格の上昇や円安の影響による原材料費の高騰は、企業の収益にも大きな影響を与えています。これらのコスト増に対して適切な価格転嫁などの対応ができない企業は、資金繰りの悪化を招き、最悪の場合倒産につながるリスクが高まっています。

(2) 商業が抱える課題

本市の商業における課題は、人材確保の難しさに起因する働き手不足と、経営者の高齢化に伴う後継者不足です。さらに、商店街では商店数や会員数の減少傾向が続いており、空き店舗の増加により商店街の空洞化が進行しています。これにより、商店街の活気を失うだけでなく、地域の魅力や集客力の低下を招き、結果として地域経済の縮小や商業の多様性・競争力の低下が懸念されます。

また、EC サイトや大規模店舗の増加も従来型の地域密着型商店にとって大きな脅威となっています。EC サイトの普及や大型ショッピングモールが進出していることに加え、生活様式や家族構成等が変化しているなどにより、消費者の購買行動が変化し、地域の小規模店舗は競争力を失いつつあります。これにより、地域経済の循環や雇用創出にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 工業が抱える課題

本市は、交通利便性の高さから、生産・物流拠点としてのニーズが依然として高い一方で、企業の拡大や新規進出を促進するための産業用地が不足しています。特に、最新の生産設備や研究開発拠点を設置するためには、広くてアクセスの良い土地が必要となりますが、適切な産業用地が不足していることにより、企業はより広い土地や適した立地を求めて、他地域や他県へと流出する懸念があります。企業の流出は、地域の産業基盤の弱体化だけでなく、地域住民の雇用機会喪失や税收減少といった影響も引き起こしています。

また、アメリカの関税政策によるサプライチェーンや販路への影響も挙げられます。アメリカを中心とした貿易摩擦や関税引き上げは、本市を含む国内工業全体にとって大きな打撃となっています。特に、自動車部品や電子部品など輸出依存度の高い産業では、関税の引き上げによるコスト増や輸出先の制約が生じ、サプライチェーンの混乱や販路縮小を招いています。これにより、企業はコスト削減や生産拠点の見直しを余儀なくされ、工業全体の競争力低下につながっています。

(4) 雇用・労働が抱える課題

本市で働く従業員のうち4分の3は中小企業に属しており、事業所においては、規模の大小に関わらずさまざまな対応が必要になっています。従来の雇用形態や働き方にとらわれない柔軟な働き方を推進することで、女性や外国人などの多様な人材の確保や定着を図るとともに、テレワークやフレックスタイム制度など、新しい働き方を導入しやすい環境整備が求められています。

また、転職などによる労働市場の活性化は、スキルの最適化が図られたり、キャリアアップの機会が創出されたりするなど、働く人にとってはメリットが大きい一方で、企業にとっては人材の確保や定着に苦勞したり、採用や研修に係るコストが増加したりするなどのデメリットも視野に入れながら対応していく必要があります。

第4章 産業振興ビジョンの基本理念

1 基本理念

本市は、農業、工業、商業がそれぞれに発展し、多くの観光客が訪れる観光地でもあります。県西部地域の経済をリードする中心都市として発展を続けており、その中心的な役割を中小企業が果たしています。地域に根ざした活動を行う経済主体としての中小企業が、本市の持続的な経済成長と雇用を継続して産み出し、地域内の経済を循環させることにより、一人ひとりが幸せを実感できるまちを実現しています。

一方で、中小企業をとりまく経営環境は大変、厳しいものがあります。人口減少や高齢化の進行による担い手不足、環境問題や災害対応など、持続可能な社会の実現へ対応を迫られています。本市が将来にわたって安定的に発展していくためには、これまで以上に地域経済の活性化を図り、産業競争力を高めていくことが欠かせません。

そのためには、従来の発想にとらわれず、時代のニーズに適応した商品やサービスを絶えず生み出していくことが求められます。まちの発展を支える中小企業事業者を支援するとともに、関係機関と連携を図りながら、歴史的な建造物や自然景観、農産物などの地域資源を活用した新たな魅力創出を図っていきます。

併せて、本市の産業、経済に好循環をもたらす企業誘致や、新たな市場の創出と時代を担う創業者を支援する環境を整備することで、地域内経済循環を高め暮らしの豊かさの実現に取り組みます。また、蔵造りの町並みや川越まつりなどに代表される豊富な観光資源のほか、伊佐沼をはじめとする豊かな自然景観、川越産農産物、伝統的な工芸品などの地域資源を有しており、観光や農業においてもさまざまな魅力を有しています。

新たな「川越市産業振興ビジョン」は、第五次川越市総合計画に示す将来都市像「ずっと安心、もっと幸せ、魅力あふれるまち 川越」の実現に向け、産業・観光の分野における基本目標「にぎわいと活力を生み出し続けるまち」に係る取組の方向性を明らかにして、産業振興を計画的に推進していくための指針となるものです。こうした状況を踏まえて、「川越市産業振興ビジョン」の基本理念を次のとおり定めます。

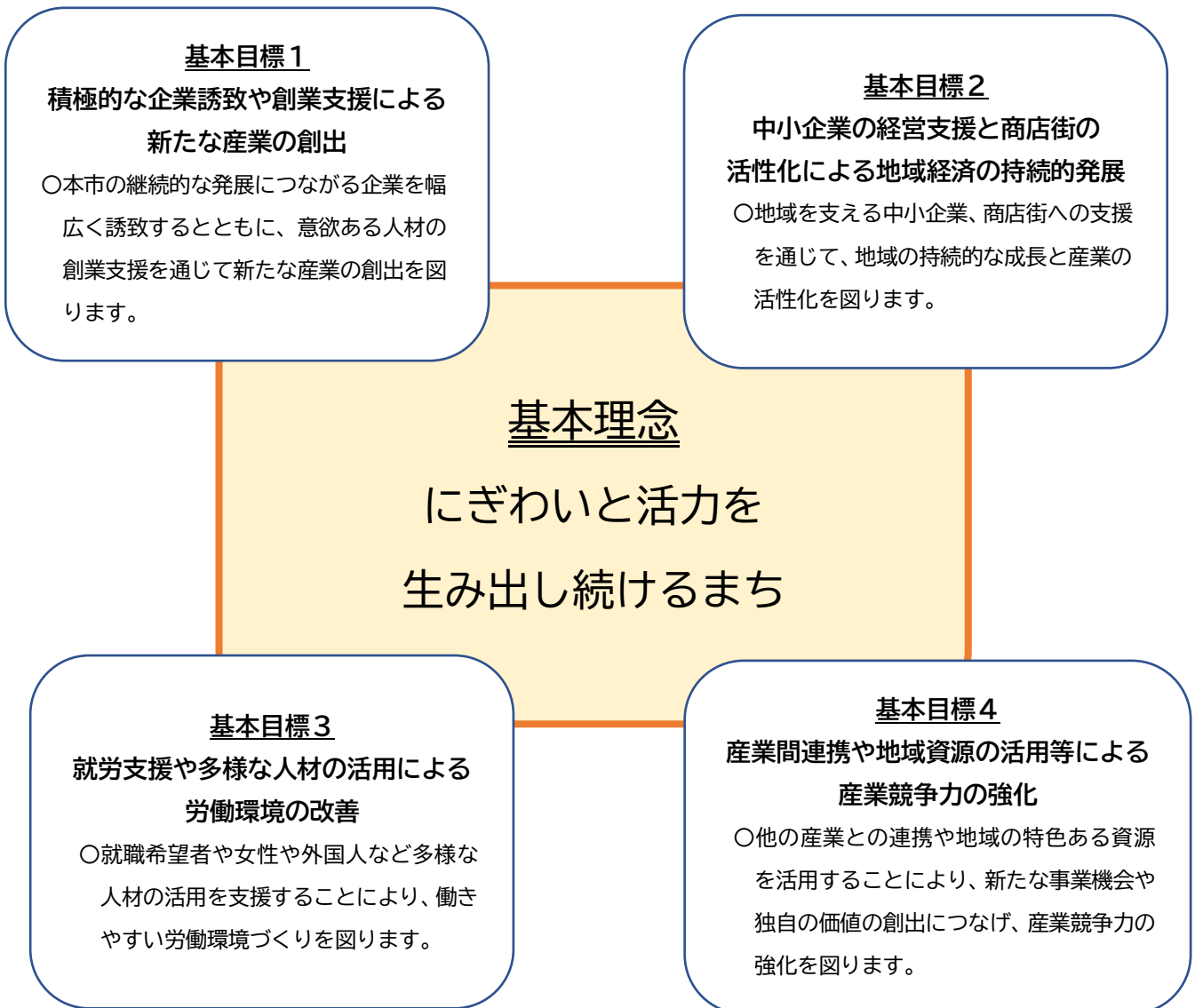
《基本理念》

『にぎわいと活力を生み出し続けるまち』

前ビジョンの基本理念である「次の100年も選ばれ続ける『KAWAGOE』を目指して」を継承しながら、本市が将来にわたって持続的に発展していくために、地域経済の活性化を図り、経営基盤の強化や技術革新によって産業競争力を高めていきます。また、本市の経済にさらなる好循環をもたらす企業を積極的に誘致するとともに、就業や創業を支援し、誰もが活躍できる環境を整えます。これらを通じて、にぎわいと活力を生み出し続けるまちづくりを推進するため、上記の基本理念を定めます。

2 基本目標

基本理念を実現するため、4つの基本目標を定めます。



3 施策体系

基本理念

にぎわいと活力を生み出し続けるまち

基本目標

基本施策

施策内容

1 積極的な企業誘致や創業支援による新たな産業の創出

1 企業誘致の推進

- ① 奨励金制度や工場立地法地域準則条例を積極的にPRし、企業誘致を推進します
- ② 産業用地の確保を推進します
- ③ 川越市事業用地等マッチング推進事業による即時的な企業誘致を進めます
- ④ 企業立地に係る相談、支援体制を整えます

2 創業支援の充実

- ① 市内で創業を目指す方々を支援します
- ② 産学官金連携により創業前後の支援を強化します
- ③ 起業家や市内事業者との交流を促進します
- ④ 事業転換等を促進します

3 販路開拓・拡大の推進

- ① 販路開拓・拡大を支援します
- ② 企業情報の発信を行います

2 中小企業の経営支援と商店街の活性化による地域経済の持続的発展

1 中小企業の経営基盤の強化

- ① 資金調達を支援します
- ② 経営相談を実施します
- ③ 事業承継を支援します
- ④ 中小企業のDXを推進します
- ⑤ 環境経営を促進します
- ⑥ 経営力向上を支援します

2 商店街の活性化

- ① 共同販売事業等を促進します
- ② 安全・安心な商店街づくりを促進します
- ③ 空き店舗の積極的活用を促進します
- ④ 大型商業施設との共存・共栄を推進します
- ⑤ 商店街の連携を強化します

3 魅力ある商店街の形成

- ① 地域資源等を活用した新たな魅力の創出を支援します
- ② 商店街のデジタル化を推進します
- ③ 地域コミュニティの交流拠点としての機能を強化します

3 就労支援や多様な人材の活用による労働環境の改善

1 求職者の支援と就労環境の整備

- ① 求職者のニーズに対応した就労支援を行います
- ② 職業能力の向上や職業能力開発を支援します
- ③ 市民の地元企業への就労を支援します
- ④ 労働者の総合的な福利厚生を促進します
- ⑤ 労働法や労働安全衛生に関する知識の普及・啓発に努めます

2 ダイバーシティの推進

- ① 誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します
- ② 女性の活躍を支援します
- ③ 外国人材の活用を推進します

4 産業間連携や地域資源の活用等による産業競争力の強化

1 産業間連携の推進

- ① 地産地消による地域経済の循環を促進します
- ② 企業間交流を促進します

2 地域資源の活用

- ① 体験型企業訪問を推進します
- ② 地域資源を発掘し、情報発信を行います
- ③ 観光資源との連携を促進します

3 関係機関等との連携

- ① 関係機関との連携を強化します

第5章 施策の推進

基本目標1：積極的な企業誘致や創業支援による新たな産業の創出

数値目標

項 目	現況値 (R6)	目標値 (R12)
企業立地支援事業所の累計数（事業所）	10	20
創業件数（件／年）	52	60
ものづくりブランド認定の累計数（件）	51	70

1 企業誘致の推進

① 奨励金制度や工場立地法地域準則条例を積極的にPRし、企業誘致を推進します

本市への企業立地を促進するため、市内に新規に立地し、操業を開始した企業に対し、企業立地奨励金や雇用促進奨励金を交付する制度を平成23（2011）年度から実施しています。令和6（2024）年度の改正で、これまでの付加価値の高い化学工業や食料品製造業などの製造業に加えて、データセンターをはじめとした情報通信業や物流施設などの地域未来投資促進法に基づく県の牽引産業を奨励金対象産業とし、また、市内の既存企業が敷地内で対象となる施設を増築した場合も奨励金の対象とし、従業員転入奨励金を新たに設けました。また、「工場立地法」の適用を受ける特定工場※が新たな生産施設の更新や拡充を行う際は、同法による緑地面積率の規制が大きな負担となっていたことから、本市では、平成28（2016）年度に地域準則条例を定め、独自の緑地面積率を設定して規制緩和を図っています。

今後も、これらの制度を効果のあるものとするため、社会状況等の変化に応じた見直しを行うとともに、積極的にPRすることにより、企業誘致を推進します。

※特定工場…製造業、電気・ガス・熱供給業に係る工場又は事業場であって、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上のもの

② 産業用地の確保を推進します

本市には、工業団地等の工業集積地が複数ありますが、空き用地がほとんど無く、新たな企業の立地や既存企業の拡張のニーズに対応していくには、新たな産業用地の確保が必要です。

このため、関係部局と連携して、第五次川越市総合計画における土地利用想定箇所に民間開発を誘導することで新たな産業用地を創出し、雇用創出効果や市内経済波及効果の高い企業の誘致に繋げていきます。

③ 川越市事業用地等マッチング推進事業による即時的な企業誘致を進めます

産業用地の創出は、県などの関係機関との調整に時間を要し、長期的な取組であることから、市内に立地を希望し、土地、建物又はテナント物件等についての情報を求める企業の希望条件を予め本市に登録した宅地建物取引業者等に一斉照会することで効率的にマッチングを図る「川越市事業用地等マッチング推進事業」を実施し、即時的な企業誘致を推進します。

④ 企業立地に係る相談、支援体制を整えます

新たに本市への立地を検討している企業や拡張を予定している既存企業からの相談に対して円滑かつ迅速に対応することができるよう、産業振興課企業立地推進室にワンストップ窓口を設置しています。今後も窓口担当者のリテラシー向上に努め、国や県の各種支援制度及び事業用地に関する情報等をスムーズに提供する他、産業系開発に係る諸手続きを支援する体制を整えます。

2 創業支援の充実

① 市内で創業を目指す方々を支援します

産業競争力強化法に基づく国の認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づき本市に設置している創業相談窓口や、川越商工会議所やウェスタ川越創業支援ルーム、創業・ベンチャー支援センター埼玉などの連携事業者において相談を受け、その内容に応じた公的制度支援機関の紹介を行うとともに、創業セミナーなどの開催により創業を目指す方々を支援します。

また、革新的なビジネスモデルや技術を基盤に、短期間での急成長を目指すスタートアップ事業者の創出を促進するための支援体制を整えます。

② 産学官金連携により創業前後の支援を強化します

創業支援を行う関係機関が相互に連携を図り、互いの保有する資源等を有効に活用することにより、事業者の創出・育成をするため、令和6（2024）年7月に、川越市、川越商工会議所、りそなコエドテラス、ウェスタ川越創業支援ルーム及び日本政策金融公庫川越支店の5者で「川越市内における創業支援等に関する事業連携協定」を締結しました。

また、川越市内の中小企業者の持続的成長のため、令和7（2025）年4月に、川越市、川越商工会議所、埼玉県信用保証協会の3者で「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定」を締結しました。

今後は、連携協定を活用し、創業をこれから目指す人や創業して間もない事業者に対して、事業者それぞれのニーズやフェーズに対応したさまざまな事業を通じて支援します。

③ 起業家や市内事業者との交流を促進します

起業家交流は、起業後における人脈の構築、新たなビジネスチャンスや協業の可能性を広げるなど、事業の成長や課題解決を図ることができるとともに、これから起業しようとする人にとっても有用な機会となります。また、市内事業者にとっても、同業や異業種の人とつながりを深めることで、自社の成長に寄与するものと考えられます。

このことから、市指定文化財である旧川越織物市場及び旧栄養食配給所を復原し、令和6（2024）年4月に開設した「川越市文化創造インキュベーション施設（コエトコ）」、令和6（2024）年5月に民間事業者が開設し、運営する「りそなコエドテラス」、埼玉初のイノベーション創出拠点施設として、令和7（2025）年7月に埼玉県が開設した「渋沢 MIX」など、さまざまな機関によるセミナーや交流会等を通じて、起業家交流の促進を図ります。

④ 事業転換等を促進します

事業者が事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する際に必要となる資金を円滑に調達できるよう、国、県などの各種支援策の情報提供を行うとともに市の制度融資や中小企業診断士による経営相談を通じ、資金調達を支援します。

3 販路開拓・拡大の推進

① 販路開拓・拡大を支援します

製造業事業者が産業競争力を高め、持続的に成長するためには、技術継承による既存事業の維持・強化と、販路開拓・拡大による製品の販売機会の拡大が必要となります。

このことから、市内で生産された工業製品・技術を「川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO」として認定することで情報発信を行うとともに、見本市への出展や PR 動画の製作など、認定製品・技術の PR に係る費用の一部を支援することにより、販路開拓・拡大を推進します。

また、人口減少による国内市場の縮小が見込まれることから、海外ビジネスのサポート事業を推進しているジェトロ埼玉との協働により、市内企業の輸出や海外進出を支援します。

② 企業情報の発信を行います

市内企業の取引の拡大を図るため、市内企業の優れた製品・技術や強みなどの情報を積極的に発信します。

基本目標2：中小企業の経営支援と商店街の活性化による地域経済の持続的発展

数値目標

項 目	現況値 (R6)	目標値 (R12)
商店街会員数（店）	1,610	1,600
経営力向上に資する計画に係る 策定件数（件／年）※1	—	30

※1 「経営力向上に資する計画」とは、経営革新計画、事業継続力強化計画及び先端設備等導入計画を指します。

1 中小企業の経営基盤の強化

① 資金調達を支援します

中小企業が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、新規創業者支援資金融資、特別小口無担保無保証人融資、中小企業中口事業資金融資（事業承継枠を含む）及び小規模企業者セーフティ融資の4つの制度融資を金融機関及び埼玉県信用保証協会と連携、協力して実施しています。

金融機関や商工会議所との定期的な意見交換などを通じて、中小企業者の課題やニーズを把握し、社会情勢の変化に対応した制度融資や補助金申請の提案を行い、中小企業者の経営の安定や向上を支援します。

② 経営相談を実施します

事業の企画相談から、起業、起業後の資金調達、販路拡大、高度化支援、事業承継など、中小企業の経営に関するさまざまな課題に対し、中小企業診断士による経営相談を実施します。

③ 事業承継を支援します

令和6（2024）年度に実施した川越市景気動向調査によると、事業承継を検討している中小企業のうち、58.5%が「事業承継が進んでいない」という状況であり、後継者不足や将来の経営不安などが事業承継に対する課題となっています。

このことから、中小企業中口事業資金融資における事業承継枠や市独自に行う「川越市事業承継店舗改修等補助金」をはじめ、M&Aのマッチング支援等も行う埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター、川越商工会議所及び金融機関等による事業承継支援相談・専門家紹介などを通じて、事業承継を支援します。

④ 中小企業のDXを推進します

企業は、業務の効率化、高度化に加えて、慢性的な人手不足への対応や、技能経験者の退職に伴う技術やサービスの消失を防ぐ上で、AIやICTなどの自社に適応したデジタル技術を活用し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていくことが求められています。

このため、DXを実現したい中小企業者等に対して、埼玉県が主導して設立した埼玉県DX推進支援ネットワークや川越商工会議所等と連携して、ノウハウや先行事例などに関する情報提供や、関連セミナー等を開催することにより、市内企業のDXを推進します。

⑤ 環境経営を促進します

世界的に環境問題が顕在化する中、持続可能な社会の実現に向け、事業者が環境に配慮した経営を行うことは、社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上にもつながります。

このため、環境経営を推進する事業者を対象に、エコアクション21等の環境経営に関わる認証取得の普及を促進します。

⑥ 経営力向上を支援します

中小企業者は、物価高騰に伴う原材料費の上昇や、最低賃金の引き上げによる人件費の増加など、さまざまなコスト増加により経営が圧迫されています。持続的な成長を実現するためには、適切な価格転嫁や労働生産性の向上など、経営力を強化する必要があります。こうした課題に対応するため、川越商工会議所等と連携してセミナーを開催するなどにより、中小企業者の経営基盤の強化と持続可能な発展を支援します。

また、生産年齢人口の減少による労働力の不足などにより、労働生産性の低下が懸念されます。このことから、労働生産性の向上を図るため、「先端設備等導入計画」等の策定を推進し、安定した生産活動を支援します。

さらに、自然災害や感染症の流行などによる生産停止等の不測の事態からの事業継続や早期復旧を可能とするため、「事業継続力強化計画」の作成など、自然災害等に備える取組を支援します。

加えて、複雑多様化する企業の課題解決や経営革新などに取り組む人材の確保を支援します。

2 商店街の活性化

① 共同販売事業等を促進します

商店街では、共同での大売出し、街バル[※]など各種イベント等を実施するほか、商店街マップの作成、ライトアップやイルミネーション等の装飾などを実施して、商店街の振興及び活性化につながる取組を実施しています。

市では、引き続き、商店街が行う売出し、イベント、商店街マップ作成等の共同販売事業等に対する支援を行い、商店街の振興及び活性化を図ります。

また、経営者の高齢化や空き店舗の増加に伴い、商店街の活力が低下してきていることを踏まえ、商店街活動の維持や組織力の強化を図るため、商店街の活性化や加入促進に係る取組を支援します。

※街バル・・・街＋バル（Bar：スペインの街角で多く見られる立ち飲みスタイルの飲食店）の造語で、地域の飲食店をバルに見立てて食べ飲み歩くイベント。

② 安全・安心な商店街づくりを促進します

商店街は、地域住民にとって日常生活を支える基盤としての機能の担い手であるだけでなく、地域コミュニティの場としての役割を持っています。このほか、商店街は、自治会とともに、地域の防犯や防災などの自治活動の主体ともなっています。また、安心して買い物ができる環境を整えるため、街路灯、防犯カメラ、駐車場などの設備を整備している商店街があり、これらの設備が地域の安全・安心にも役立っています。

市では、引き続き、商店街が設置する環境への負荷が少ないLED街路灯、防犯カメラの設置などに対する支援を行い、安全で安心な商店街の環境づくりを促進します。

③ 空き店舗の積極的活用を促進します

人口減少と少子高齢化が進行する中、商店街では、個人商店主の抱える後継者不足の問題や大型店舗との競争などから、年々空き店舗が増えており、対応策が求められています。

市では、商店街の活性化のため、空き店舗を利用し、小売業、飲食業、又は各種サービス業を実施する新規出店者に対して支援を行うことにより、空き店舗の利活用を促進します。

④ 大型商業施設との共存・共栄を推進します

高齢化社会の進展、共働き世帯の増加、消費者のライフスタイルの変化から、大型商業施設を利用するニーズが高まっています。

地域密着型である商店街においては、特色ある商品やサービスなどにより大型商業施設との差別化を図るとともに、大型商業施設が持つ集客力を活かし、共同イベントの開催により商店街の認知度を向上させるなど、大型商業施設との共存・共栄に向けた取組を推進します。

⑤ 商店街の連携を強化します

イベント等の事業を商店街で実施する場合には、単独で実施するよりも、複数の商店街により連携・協力して実施した方が、より大きな効果が期待されます。

このことから、商店街同士の連携や協力が進むよう、川越市商店街連合会との連携や協力を図りながら、共同事業の実施等に向けた研究や交流、情報交換を行う取組への支援を行います。

3 魅力ある商店街の形成

① 地域資源等を活用した新たな魅力の創出を支援します

商店街が地域住民のニーズに沿った新たな需要やにぎわいを創出していけるよう、空き店舗や地域資源等を活用した新たな魅力の創出に係る取組を支援します。特に、中心市街地エリアにおいては、江戸の面影を残す蔵造りの町並みや、明治時代に創業した旧鏡山酒造の建物を改修した小江戸蔵里（川越市産業観光館）等が商店街と近接してあることから、これらの施設を活用した回遊性の向上に取り組むことで、周辺を含むエリア全体の活性化を図ります。

② 商店街のデジタル化を推進します

商店街のにぎわいを創出するためには、SNS や EC サイトを活用した情報発信やキャッシュレス決済の導入など、来街者の増加と利便性の向上に向けた商店街のデジタル化が重要となります。

市では、引き続き、商店街におけるインターネット及びホームページ等の作成に係る支援を行うとともに、SNS の導入、EC サイトの構築等に対する支援をすることにより、商店街の ICT 導入への取組を支援します。

また、令和 6（2024）年における日本のキャッシュレス比率は 42.8%に到達しており、国は将来的に世界最高水準の 80%を目指すとしています。

このことから、商店街におけるキャッシュレス化をさらに促進するため、国、県などの各種支援策の情報提供に努めるとともに、商店街の消費活性化事業の取組を推進します。

③ 地域コミュニティの交流拠点としての機能を強化します

少子高齢化やライフスタイルの変化などから地域コミュニティの希薄化が進む中、商店街には、「買い物の場」だけではなく、「住民の生活を支える交流の場」となることが期待されています。

このことから、市は、空き店舗の活用やイベントの開催などにより、商店街が地域コミュニティの核として、多様な交流機会の提供につながる取組を支援します。

基本目標3：就労支援や多様な人材の活用による労働環境の改善

数値目標

項 目	現況値 (R6)	目標値 (R12)
川越しごと支援センターでの 就職件数／紹介件数（％）	17.9	18.4
キャリア&ライフサポーター 共同宣言企業の累計数（事業所）	45	50

1 求職者の支援と就労環境の整備

① 求職者のニーズに対応した就労支援を行います

市とハローワーク川越が共同で運営する「川越しごと支援センター」では、一般求職者や障害者に対する就労支援、「ジョブスポット川越」では生活保護受給者、生活困窮者及びひとり親に対する就労支援など、きめ細かな取組を行っています。また、「川越しごと支援センター」においては、性別、世代別など仕事を探す求職者の環境に応じた対象者別の就労支援セミナーや相談会を開催するなど、求職者のニーズに対応した就労支援を行います。

② 職業能力の向上や職業能力開発を支援します

求職者と企業の間が生じる雇用のミスマッチには、企業側が求める人材と求職者のキャリアやビジネススキルとのかい離が主な原因と考えられます。

大学などの教育機関や人材育成機関等との連携を強化し、ビジネスに必要な資格取得やスキル向上のためのセミナーの実施、職業訓練に係る情報提供など、求職者の職業能力向上や開発に向けた支援に取り組みます。

③ 市民の地元企業への就労を支援します

職住近接は、通勤時間の短縮を図ることができるだけでなく、通勤による疲労の軽減、家事や子育てへの参加の促進、家庭での団らんの時間の増加など、ワーク・ライフ・バランスに資するものとして見直されています。また、「川越で働きたい」という若者に対し、川越の産業の魅力を広く伝えていく必要があります。

地元で働きたい市民や学生が市内で職を得られるよう、地元企業の魅力を発信することにより、職住近接につながる支援を行います。

④ 労働者の総合的な福利厚生を促進します

勤労者の生活の質の向上、豊かでゆとりある暮らしには、勤労者福祉の充実を図ることが求められます。また、勤労者福祉の向上は、中小企業の人材確保や定着において重要となります。

このことから、市内中小企業における勤労者の健康の増進や余暇活動の促進に向けた取組を推進します。

⑤ 労働法や労働安全衛生に関する知識の普及・啓発に努めます

安全で快適な労働環境の実現には、勤労者及び事業者の相互が、労働法や労働安全衛生に関する正しい知識を有していることが必要です。

労働法等の改正や身近な労働問題など、労働に関する基礎的及び実践的な知識の普及・啓発などに取り組むとともに、その充実に努めます。

また、安全な職場づくりやメンタルヘルス、健康管理などの労働環境の向上に資するセミナーや仕事上の悩みを持つ市民に対する社会保険労務士による労働相談を実施します。

2 ダイバーシティの推進

① 誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します

人口減少に伴う人手不足が懸念される中、最も重要な経営資源である人手を確保し、定着を図るためには、働きやすい職場環境づくりが重要となります。

このことから、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進などの働き方改革の推進やテレワークを活用した在宅勤務等の多様な働き方環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を支援します。

また、仕事と生活の調和の推進や、誰もが働きやすい職場環境づくり等に積極的に取り組み、そこで働く従業員のキャリア（仕事）とライフ（人生）の充実を応援していくことを宣言する「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言」について、市内企業の登録促進を図ります。

② 女性の活躍を支援します

政府は、「女性活躍社会づくり」を国の重点施策として掲げており、女性の活躍を推進するために、女性管理職の比率向上や次世代の女性リーダー育成、女性起業家支援、女性が働きやすい環境整備など、多岐にわたる政策を推進しています。今後、あらゆる分野において女性の活躍が求められるとともに、その実現に向けた取組が重要となってきました。

このことから、女性を対象とした就職面接会や子育てをしながら就職を希望する女性を対象とした職業相談や職業紹介などによる就労支援や各種セミナーなどの実施により、女性が意欲と能力に応じた活躍ができるよう支援します。

また、事業所における育児・介護に係る休暇制度の充実や柔軟な働き方の導入などによる仕事と家庭の両立を図るための雇用環境の整備や、女性管理職の育成・登用などの促進に係る取組への支援を行います。

③ 外国人材の活用を推進します

少子高齢化が進行し、人口が減少する一方で、国は外国人材の受入れを推進しており、意欲的な外国人の活用は人手不足解消の有効な手段となります。

このことから、大学などの教育機関や川越商工会議所等と連携し、高度な知識や技能を有する外国人留学生をはじめとした外国人材の地元企業への就労につながる支援を行います。

また、地元企業において、一定の専門性や技能を有する外国人材が確保できるよう、国などの支援策の情報提供に努めるとともに、外国人材の就業環境や生活環境の整備を推進します。

基本目標4：産業間連携や地域資源の活用等による産業競争力の強化

数値目標

項 目	現況値 (R6)	目標値 (R12)
市内総生産額（億円／年）	13,532 (R4)	15,800
異業種交流会の参加者数（者／年）	—	30

※1「市内総生産額とは」、市内の生産活動によって新たに付け加えられた価値（付加価値）の評価額を示したもので、産出額から中間投入（原材料、光熱水費、間接費などの生産の過程で消費された財貨及びサービス）を除いたもの
出典：埼玉縣市町村民経済計算

1 産業間連携の推進

① 地産地消による地域経済の循環を促進します

本市の産業が持続的に発展していくためには、地産地消による取組を推進することにより、市内企業の連携強化や取引拡大、原料の市内調達や川越産の商品・サービスの市内消費の増加などにより地域内の経済循環を促進し、自立性の高い産業構造の構築を目指していく必要があります。

本市は、米、野菜、果実、花き、畜産物等の多様な農産物が生産されており、市の中心部にある「川越市産業観光館（小江戸蔵里）」や川越観光用駐車場に隣接する「あぐれっしゅ川越」などの観光客が立ち寄りやすい場所において、川越産農産物を取り扱っています。また、近年では、食品スーパーに地場産コーナーが設置されたり、農業者が庭先販売所を設けたりするなど、川越産農産物の川越市民への提供も図られています。

このような小規模農家を中心とした地産地消の取組は、生産者の顔が見え、消費者が求める安全・安心で新鮮な野菜を身近に消費できることから、さらなる推進を図るとともに、「川越産農産物地産地消推進事業」及び「おいしい川越農産物提供店認定制度」を推進し、川越産農産物のPRを広く行うことで、利用促進及び消費拡大を図ります。

また、「川越市グリーンツーリズム拠点施設」を中心に、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進することにより、観光客等に対する川越産農産物の認知度の向上と消費の拡大を図ります。

さらに、川越産農産物を活用し、市内の第1次産業から第3次産業の多様な事業者が連携した6次産業化への取組を推進することにより、農産物の付加価値を高めるとともに、地域内の経済循環の促進を図ります。

② 企業間交流を促進します

農業、工業、商業、観光など多様な産業がそれぞれ発展している川越の産業は、多くの場面でそれぞれの産業において取組を進めてきましたが、価値観が多様化し、環境がめまぐるしく変化する現代社会においては、業種を超えた交流の中から生まれる新しい商品サービスや事業革新が求められるようになっていきます。このようなことを受け、市内において異業種交流グループが設立され、活動しています。

このことから、異業種交流を行う取組への支援を行うことで、異業種間の交流を促進し、新たな技術、サービス、製品開発や販路拡大など、新事業や新たなビジネスチャンスの創出を図ります。

また、農業、工業、商業、観光に関わる団体や企業などが一堂に会する産業フェスタは、市民はもちろんのこと、さまざまな業種の事業者などが交流できる場となっています。多様な分野の企業が出店することによって、企業間交流の場として効果的なものとなるよう、開催内容について検討します。

2 地域資源の活用

① 体験型企業訪問を推進します

ものづくり企業の製造現場や工場見学が可能な事業所などでの体験を通じて市内産品の開発、製造工程などを知ること、地元のものづくり企業への理解や関心を深め、消費へとつなげる取組を行います。

② 地域資源を発掘し、情報発信を行います

本市には、まちづくりの歴史の中で取り壊されずに残った歴史ある建造物や、本市の地形により長きにわたって形成されてきた自然景観のほか、川越産農産物、伝統工芸、優れた技術などがあり、中には新たな魅力となる可能性を持つ地域資源が数多くあります。これらの地域資源は、本市の魅力を強く伝えることができるとともに、新たな商品や事業を生み出す契機となります。

川越にあるさまざまな地域資源を掘り起こすとともに、その価値を高めることができるよう、さまざまな媒体を活用して広く情報発信を行います。

③ 観光資源との連携を促進します

本市は、城下町として発展してきた中で建造された、時の鐘、川越城本丸御殿などの貴重な建造物や、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている蔵造りの町並み、ユネスコ無形文化遺産に登録されている川越氷川祭の山車行事（川越まつり）などの伝統行事、ブランド力の高い川越いもなどの特産品といった豊富な観光資源があります。

このような魅力的な観光資源とさまざまな産業分野が、それぞれの特色を活かしつつ横断的に連携することにより、交流人口を増加させるとともに、地域との継続的な関係を築く関係人口の増加を目指します。これにより、地域経済の活性化及び持続可能な経済発展を図ります。

3 関係機関等との連携

① 関係機関との連携を強化します

産業振興においては、国や県などの行政機関、国や県などが設置・運営している支援機関、川越商工会議所などの経済団体のほか、地方銀行や信用金庫などの金融機関、市内にある大学等の教育機関なども含めた、さまざまな関係機関との連携が重要であり、本市においても関係機関との連携・協力を図りながら産業振興を推進してきたところです。

今後は、我が国を取り巻く世界情勢や社会経済情勢の変化に対応しつつ、より一層の産業振興を図っていく必要があることから、これまで以上にきめ細かな支援を行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。

第6章 産業振興ビジョンの推進に向けて

1 関係者の役割

「川越市産業振興ビジョン」の推進にあたっては、本ビジョンの基本理念及び基本目標に加え、中小企業の振興に関する基本的な事項を定めた「川越市中小企業振興基本条例」に基づいて、産業活動の主体である中小企業者（小規模企業者を含む。）だけでなく、経済団体、大企業者、大学等、市民、そして市がそれぞれの役割を果たし、柔軟かつ適切に対応することが求められます。

また、本ビジョン及びこれを実現するために推進する施策については、市がハブとなり、経済団体や大学等との連携を図りつつ、国や県などの行政機関や金融機関等の協力も得ながら、取り組んでいくことが重要となります。

（１）市

中小企業を含む産業の振興に関する施策を策定し、中小企業者、経済団体、大企業者、大学等、関係機関と連携を図るよう努め、実施する役割を担います。

（２）中小企業者

まず、事業所の大部分を占める中小企業が地域経済を支える重要な担い手であるという認識を持つことが求められます。その上で、①自らの創意工夫と自主的な努力による経営基盤の強化、経営の革新、人材育成、②経済団体に積極的に加入し、経済団体や市が実施する中小企業や産業の振興に関する施策への協力、③地域社会の構成員として社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現への貢献といった役割が求められます。

（３）経済団体

地域の事業者で構成され、地域経済において重要な役割を果たす経済団体には、①中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力により経営基盤の強化などに取り組むことができるよう必要な環境整備に努めること、②市が実施する中小企業や産業の振興に関する施策に協力すること、③加入者を増やしその組織力の強化を図る役割を担います。

（４）大企業者

①地域社会の構成員として社会的責任を自覚して、中小企業者との連携と中小企業の健全な発展に協力するよう努めること、②経済団体に加入し、経済団体や市が実施する中小企業や産業の振興に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

（５）大学等

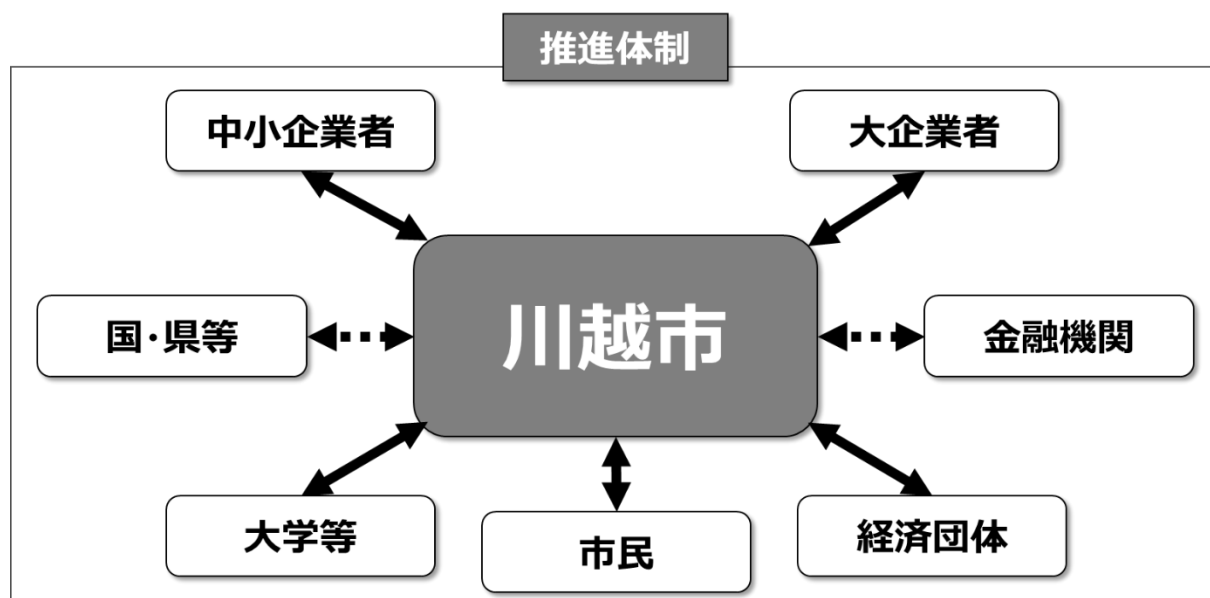
市内に立地する大学等には、①人材の育成や研究成果の普及を通じ、地域社会に貢献するとともに、中小企業者との連携や中小企業の健全な発展に協力すること、②育成された人材が中小企業で活躍できる機会を増やせるよう、市内中小企業の情報収集や就職希望者への情報提供に努める役割が求められます。

（６）市民

地域経済の発展や市民生活の向上に中小企業の振興が重要な役割を果たしていることを理解して、中小企業の健全な発展に協力するよう努めることが求められます。

（７）その他関係機関

国・県等の行政機関や金融機関には、中小企業の持続的な発展のために、その資金需要に適切かつ積極的に対応するとともに、経営改善を支援することが期待されます。



2 進行管理

本ビジョンの推進を図るため、各施策の実施状況の把握や評価などを定期的を実施し、以下の組織に報告するなどして計画的な進行管理を行います。

○川越市産業振興ビジョン推進委員会

「川越市産業振興ビジョン」に位置づけられた施策を実施するための事業の進捗管理と検証を行いその推進を図るとともに、施策の検討や複数の所管による関連事業の調整等を行うために設置する庁内組織です。ここで審議された内容は、毎年度「川越市産業振興審議会」に報告します。

○川越市産業振興審議会

学識経験者、市内の公共的団体等の代表者、関係行政機関の職員で構成され、「川越市産業振興ビジョン」その他の産業振興に関する事項について審議します。

(資料編)

1 川越市中小企業振興基本条例

平成27年3月17日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（同条第5項に規定する小規模企業者を含む。）であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経済団体 商工会議所、商店街振興組合その他産業の振興を目的とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大学等 市内で教育及び研究を行う大学その他の機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること。
- (2) 経済的社会的な環境変化への円滑な適応が図られること。
- (3) 市、中小企業者、経済団体、大企業者及び大学等の相互の協力の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、中小企業者、経済団体、大企業者、大学等その他関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、自らの創意工夫と自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新及び人材育成に努めるものとする。

2 中小企業者は、本市経済において重要な役割を果たす経済団体に積極的に加入するよう努めるとともに、経済団体が行う中小企業の振興に関する活動及び市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中

小企業者が自らの創意工夫と自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新及び人材育成ができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

2 経済団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 経済団体は、加入者を増やすことにより、その組織力の強化を図るよう努めるものとする。

（大企業者の責務）

第7条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、本市経済において重要な役割を果たす経済団体に加入するよう努めるとともに、経済団体が行う中小企業の振興に関する活動及び市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大学等の責務）

第8条 大学等は、人材の育成及び研究成果の普及を通じ、地域社会に貢献するとともに、中小企業者との連携及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、育成された人材が中小企業で活躍できる機会を増やせるよう必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第9条 市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（施策の基本方針）

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。

(2) 中小企業者の経営の革新を図ること。

(3) 中小企業者の創業の支援を図ること。

（計画の策定）

第11条 市長は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な計画を策定するものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定過程

(1) 策定に係る会議の開催

令和7年	5月	23日	第1回	川越市産業振興ビジョン検討部会
	6月	26日	第1回	川越市産業振興ビジョン検討委員会
	7月	11日	第1回	川越市産業振興審議会
	8月	8日	第2回	川越市産業振興ビジョン検討委員会
	8月	28日	第2回	川越市産業振興審議会
	9月	9日	第2回	川越市産業振興ビジョン検討部会
	9月	25日	第3回	川越市産業振興ビジョン検討委員会
	11月	10日	第3回	川越市産業振興審議会
	月	日	第4回	川越市産業振興ビジョン検討委員会
	月	日	第4回	川越市産業振興審議会

(2) 庁内策定体制

① 川越市産業振興ビジョン検討委員会名簿

委員長	岸野 泰之	産業観光部長
副委員長	飯野 英一	産業観光部副部長兼産業振興課長
委員	今野 秀則	総合政策部長
委員	富永 啓治	総合政策部地域創生・DX推進担当部長
委員	土屋 正裕	財政部長
委員	吉田 瑤子	都市計画部長
委員	富田 広之	総合政策部副部長兼政策企画課長
委員	比留間 雅彦	財政部副部長兼財政課長
委員	檜田 麻実	産業観光部参事兼雇用支援課長
委員	小川 覚一郎	農政課長
委員	榎本 学	観光課長
委員	眞野 和幸	都市計画部副部長兼都市計画課長
委員	池田 麗子	都市景観課長

② 川越市産業振興ビジョン検討部会名簿

部会長	飯野 英一	産業観光部副部長兼産業振興課長
部会員	金城 紘希	政策企画課主事（政策調整担当）
部会員	平野 敏充	財政課主査（予算担当）
部会員	田代 知之	産業振興課主任（商業振興担当）
部会員	田淵 奈々絵	産業振興課主任（工業振興担当）
部会員	町田 純一	産業振興課室長（企業立地推進室）
部会員	村岡 亮	雇用支援課副課長（雇用支援担当）
部会員	天沼 健太	農政課主任（農業振興担当）
部会員	中村 翔大	観光課主任（観光企画担当）
部会員	尾高 義明	都市計画課主査（都市計画担当）
部会員	丹羽 洋文	都市景観課主査（文化創造インキュベーション施設）
*部会員	土井 智喬	産業振興課主任（企業立地推進室）

（*は前委員、所属・職名は当時のもの）

（３）川越市産業振興審議会委員名簿

会 長	新津 重幸	高千穂大学 理事・名誉教授
副会長	小谷野 和博	協同組合川越バンテアン 理事長
委 員	久米 勉	東京国際大学 副学長兼商学部長
委 員	大原 健二	(公財)埼玉りそな産業経済振興財団 産学官連携推進室長
委 員	竹澤 穰治	川越商工会議所 専務理事
委 員	川目 慎介	川越商工会議所 常議員・工業部会長
委 員	吉田 隆人	(公社)川越青年会議所 副理事長
委 員	榎並 和良	川越商店街連合会 副会長
委 員	増村 憲一郎	川越商業経営研究会 会長
委 員	山中 亨	川越東部工業会協同組合 理事長
委 員	新井 康夫	いるま野農業協同組合 川越地域理事代表
委 員	松山 潤	(公社)小江戸川越観光協会 会長
委 員	岩澤 嗣夫	川越市自治会連合会 会長
委 員	村川 はつ枝	川越市女性団体連絡協議会 会長
委 員	秋山 純	埼玉県川越比企地域振興センター 所長

(4) 事務局職員名簿

岸野 泰之	産業観光部長
飯野 英一	産業観光部副部長兼産業振興課長
倉本 隆志	産業振興課副課長
五味 弘企	産業振興課副主幹（産業政策担当）
前田 直樹	産業振興課主査（産業政策担当）

第五次川越市産業振興ビジョン

令和8（2025）年3月 発行

川越市産業観光部産業振興課

〒350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1

TEL：049-224-5934（直通）

FAX：049-224-8712

E-mail：sangyoshinko★city.kawagoe.lg.jp

URL：https://www.city.kawagoe.saitama.jp/



時が人を結ぶまち川越